

ANTA NEWS

vol.253

2020

7・8

july/august



巻頭言

新型コロナに負けず、GoToトラベル事業で頑張ろう／ANTA会長

速報

令和2年度（第56回）定時総会を開催

令和2年度 事業計画

緊急特集

新型コロナウイルス感染症後の旅行需要喚起に向けて

「GoToトラベル事業」に関する情報

新型コロナウイルスに関するガイドライン等の制定

旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン

第30回 常任理事会・第192回 理事会

（株）全旅が第47期定時株主総会を開催



巻頭言

新型コロナに負けず、GoToトラベル事業で頑張ろう／ANTA二階会長 2

速報

令和2年度(第56回)定時総会を開催……………3~5

令和2年度 事業計画……………6~7

令和2年度 会長表彰受賞者一覧……………8

緊急特集

新型コロナウイルス感染症後の旅行需要喚起に向けて……………10

「GoToトラベル事業」に関する情報……………11・12

新型コロナウイルスに関するガイドライン等の制定……………13

旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第2版)……………14~16

協会情報

第30回 常任理事会・第192回 理事会……………18・19

令和2年度 国内旅行業務取扱管理者試験を9月6日に開催……………20

令和2年度 会員実態調査への協力依頼(指導調査広報委員会)……………20

(株)全旅の事務所移転のお知らせ……………20

(株)全旅・第47期 定時株主総会を開催……………21

世界農業遺産・日本農業遺産をご存知ですか……………22・23

お知らせ／(一社)静岡県旅行業協会……………24

観光庁 主要旅行業者の旅行取扱状況速報……………33

令和2年4月・5月 正会員入会者・退会者……………36・37

(株)全旅からのお知らせ……………38・39

パズルでひと息／全旅協の動き……………40

コラム

連載「Q&Aで考える旅行法務へのささやかなる接近」(第19回)……………27・28

連載「添乗からのメッセージ」(第60回)……………31・32

連載「旅行会社の危機管理体制構築」(第6回)……………34・35

[ANTA NEWS] 2020年7・8月号

発行元 一般社団法人 全国旅行業協会 〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂ジャスタイル3階
発行日 令和2年7月1日 発行
※本誌掲載の記事、写真、イラストの無断転載を禁じます。



〈表紙の写真〉
上高地(長野県)
かみこうち
長野県西部に位置し、中部山岳国立公園の一部ともなっている。国の文化財(特別名勝・特別天然記念物)に指定され、現在では年間120万人もの観光客が訪れる日本屈指の山岳景勝地。

話題の「麒麟がくる 大河ドラマ館」で 戦国武将 明智光秀の足跡を辿る

麒麟がくる 岐阜 大河ドラマ館

令和3年1月11日(月・祝)までの期間限定で、岐阜市歴史博物館2階に「麒麟がくる 岐阜 大河ドラマ館」を開設しており、明智光秀、斎藤道三、織田信長の美濃三傑にスポットを当てた展示を行なっています。道三の広間のセットを忠実に再現した「体感道三の館」には、ドラマで道三役を演じた本木雅弘さんが実際に撮影で着用した甲冑も展示されています。
また、歴史博物館の所蔵品を活用した戦国時代の歴史展示もあり、岐阜市ならではの展示が楽しめます。



©2019 NHK ENTERPRISES,INC※パスはイメージです。



光秀の甲冑 体感 道三の館

■開館期間…令和3年1月11日(月・祝)まで 年中無休
■開館時間…午前9時~午後5時
(入館は、午後4時30分まで)
■入場料…大人(高校生以上)600円、
小学生300円、20名以上2割引
■交通のご案内…JR岐阜駅又は名鉄岐阜駅より岐阜バス岐阜公園、長良橋高富方面行き及び市内ループ線左回りのバス乗車約15分。岐阜公園歴史博物館前下車すぐ。
■住所…〒5008003
岐阜県岐阜市大宮町2-18-1 岐阜市歴史博物館2階
TEL 0578(201)3838
麒麟がくる 岐阜 大河ドラマ館
WEB <https://www.taiga-krin-gifu.jp/>

麒麟がくる ぎふ可児 大河ドラマ館

可児市では、かつての明智荘のある花フェスタ記念公園で「明智光秀博覧会2020 in 可児市」を開催し、会場内では「麒麟がくる ぎふ可児 大河ドラマ館」をオープン。ジオラマや衣装展示などで、明智光秀の世界観を再現。ドラマの概要とメイキング映像を上映するドラマシアターや登場人物になりきれるデジタル体験コーナーが楽しめます。
明智光秀博覧会では、大河ドラマ館以外にも「光秀ゾーン」「戦国イベントゾーン」「戦マルシェゾーン」が無料で楽しめます。



©2019 NHK ENTERPRISES,INC※パスはイメージです。



「麒麟がくる」の明智荘 花フェスタ記念公園の秋のバラ

■開館期間…令和3年1月11日(月・祝)まで 年中無休
■開館時間…午前9時~午後5時
(最終入館閉館30分前)
■入場料…大人500円、小人(小中高生)200円
※その他にも割引料金があります。
■交通のご案内…車…東海環状自動車道「可児御嵩IC」から約5分。電車…JR可児駅、名鉄新可児駅からシャトルバス(片道1乗車、大人200円、小学生等100円、未就学児無料)で約15分
■住所…〒509-0213
岐阜県可児市瀬田1584-1 花フェスタ記念公園
TEL 0574(6)5531
WEB <https://akechimitsuhide.com/taigadramagaku/>

麒麟がくる ぎふ恵那 大河ドラマ館

大河ドラマ館では、「愛される明智光秀」をコンセプトに、ドラマに登場する衣装や小道具、ストーリーやキャスト紹介のパネルなど展示しています。
また、東美濃の山城や人物を中心に紹介する、特別展「明智光秀が生きた時代の東美濃 戦国史―山城を巡る攻防―」を大正ロマン館内で同時開催。



©2019 NHK ENTERPRISES,INC※パスはイメージです。



特別展示 明知城ジオラマ 大正ロマン館

■開館期間…令和3年1月11日(月・祝)まで
■休館日…令和2年12月31日、令和3年1月1日
■開館時間…午前9時~午後5時
(入館は、午後4時30分まで)
■入場料…大人(高校生以上)400円、
中学生以下は無料、20名以上2割引
■交通のご案内…明知鉄道「明智駅」から徒歩で約10分
■住所…〒509-7731
岐阜県恵那市明智町1304-1 日本大正村大正ロマン館
TEL 0573(54)3944(日本大正村)
WEB https://akechi-mitsuhide.jp

各ドラマ館では、検温をはじめ新型コロナウイルス感染症対策を強化しておりますので、安心してご来館ください。

速報



令和2年度(第56回)定時総会



山口嘉幸兵庫県支部長による司会

令和2年度(第56回)定時総会が、6月30日(火)午後12時30分から都市センターホテル(東京都千代田区)で開催された。本年度の総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、規模を縮小しての開催となった。

総会には、68名の役員及び会員が出席、3808名の委任状が提出され、来賓として田端浩長官(観光庁)、中間幹夫代表取締役社長(株式会社全旅)の臨席を得て、山口嘉幸兵庫県支部長の司会により永野末光副会長の開会宣言でスタートした。

では、公務のため出席がかなわなかった二階俊博会長の代理で近藤幸二副会長より、「ご出席いただいた支部の代表者や会員、来賓の方のご臨席のもとで当協会の総会が開

催されることを大変嬉しく思う」と出席者へのお礼が述べられた。また、二階会長に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた協会会員の窮状を説明した際に、「このような時だからこそ、元気に盛り上げていけ。旅行業界の元気がないと、日本の元気がなくなる」と激励されたことが語られた。



永野末光副会長による開会宣言

《令和2年度(第56回)定時総会を開催》 令和2年度事業計画・収支予算を承認

巻頭言



新型コロナに負けず、Go Toトラベル事業で頑張ろう



一般社団法人 全国旅行業協会
会長 **二階 俊博**

全国5,600社のANTA会員の皆様には、当協会の活動に対してのご理解とご協力に感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言は解除されましたが、依然として予断を許さない状況が続き、旅行業においても甚大な被害を受けているところです。その中で、会員の皆様におかれましては、前例のない困難な局面を乗り越えるべく、精一杯頑張っていることと存じます。

当協会は、6月30日に第56回定時総会を開催いたしました。今年度の総会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して開催し、全議事につきましてご承認をいただきました。委任状提出にご協力いただいた全国の会員の皆様、厳しい状況の中で全国各地からご出席いただいた支部長の皆様に感謝を申し上げます。

令和2年度の国内旅行の振興については、新型コロナウイルス感染症による旅行自粛によって大きな影響を被った国内旅行の再生に向けた取組みを重点的に実施して参ります。国内旅行の自粛の段階的な緩和に対応して、この8月の早い時期に、観光庁によって、かつてない規模の旅行需要喚起策として「Go Toトラベル事業」が開始されます。本事業では、中小旅行業者が割引旅行・宿泊商品を取り扱う場合も事業対象に据えた上で実施されます。我々全国旅行業協会の会員におかれましては、この大きなビジネスチャンスを活かして、お客様への旅行費用の割引制度を活用して、国内旅行の需要喚起のためにしっかりと取り組んでいかなければなりません。

また、来年2月には山梨県甲府市で「第16回国内観光活性化フォーラム」を開催します。2021年に武田信玄公の生誕500年を迎える山梨県は、日本有数のフルーツ王国であり、世界遺産富士山を有する富士の国、ワイン県としても知られています。京浜地域で初めての開催となる本フォーラムを成功させ、地域で旅行業を営む会員の知名度を高めて、会員の旅行業の発展につなげていくことは極めて重要なこととなります。皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

全国旅行業協会の仲間は、日本全国津々浦々、どこの町に行ってもおります。地域と共に歩むことを我々の強みとして、これからの旅行振興策を考えていく、そしてそこから新しい活路をまた開いていく、このような全旅協の会員が果たす役割を十分に認識しながら、自信と誇りを持ってお仕事を進めていただきたいと思っております。

海外との双方向の旅行については、新型コロナの影響で、日本人海外旅行、訪日外国人旅行共に往来が禁止されており、政府は国際的な人の往来の再開に向けた検討を開始しております。当協会としては、国内外の新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の収集に努めて、国際交流が復活した際に、反転攻勢が出来るよう復活に向けた情報提供を会員の皆様に行なって参ります。

旅行・観光は、老若男女を問わず必要となる“楽しみ”であります。新型コロナの感染リスクを避けて、安心して楽しい旅行に出かけてもらえるよう、我々旅行産業が率先して新型コロナ対策に関するガイドラインをしっかりと守って、安全・安心な旅行の促進に奮闘していかなければなりません。

観光が明るくなれば世の中は必ず明るくなります。これからの日本の観光振興を担う旅行業の一員として、全国5,600社のANTA会員の皆様が、新型コロナに負けないで一層奮起されることを期待しております。



開会挨拶をする近藤幸二副会長

また、来賓祝辞では、田端観光庁長官から、「全国旅行業協会の第56回定時総会が開催されますことを心よりお慶び申し上げます。二階会長をはじめ、貴協会及び会員の皆様方におかれましては、常日頃より、観光先進国の実現に向けた取り組みに対して多大なご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます」と感謝が述べられるとともに、「新型コロナウイルス感染症拡大により、インバウンド・アウトバウンドを含め、世界の旅行動向に大きな制約が課され、観光産業界に大きな影響を及ぼしております。業界の皆様も大

また、来賓祝辞では、田端観光庁長官から、「全国旅行業協会の第56回定時総会が開催されますことを心よりお慶び申し上げます。二階会長をはじめ、貴協会及び会員の皆様方におかれましては、常日頃より、観光先進国の実現に向けた取り組みに対して多大なご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます」と感謝が述べられるとともに、「新型コロナウイルス感染症拡大により、インバウンド・アウトバウンドを含め、世界の旅行動向に大きな制約が課され、観光産業界に大きな影響を及ぼしております。業界の皆様も大

変なご苦勞をなさっていると承知しております」と新型コロナウイルスの旅行産業への影響について言及した。また、先日5月25日には緊急事態宣言が全都道府県で解除され、6月19日には都道府県境をまたぐ移動も全面的に解禁されたことを説明する一方で、「観光庁としては需要喚起策の実施にあたり、今後の本格的な社会経済活動の再開に向け、安心・安全に旅行に行っていたただける環境を作ることが重要だと考えています」と感染防止対策の必要性を述べ、「そのためには、宿泊事業者・旅行者をはじめとする観光関係業界の皆様にご作成いただきました感染症拡大予防ガイドラインの実施の徹底が大変重要であると認識しております。改めて皆様方には本ガイドラインの徹底をお願いいたしますとともに、国民の皆様に対して『新しい旅のエチケット』の普及啓発に皆様方のご

協力をお願いいたします」と新型コロナウイルス対応ガイドライン遵守と消費者への新しい旅行マナーの普及の重要性を強調した。さらに、沖縄県那覇空港内の「旅行者専用相談センター」を視察したことに触れ、「旅行者への対策をしっかりと取られていて、沖縄県民も安心して旅行者を迎えることができる態勢を取られていることを確認しました。このような取り組みが全国に瞬く間に広がっていくことを期待しております」と語り、「観光庁としても関係省庁と引き続き連携し、関係業界の皆様のご協力もいただきつつ、一刻も早い新型コロナウイルス感染症の封じ込めに最優先に取り組んで参ります」と表明した。



田端浩観光庁長官による来賓祝辞

Go To Travel 事業については「1.3兆円の予算で、かつてない規模の事業展開になること」とを説明し、「Go To Travel 事業の実施にあたり、皆様方にはこの

組んで頂きたいと思っております」と特徴を説明した。さらに、当協会が毎年主催している、国内観光活性化フォーラムが来年2月に山梨県甲府市で開催されることについて、「観光庁としてこのような事業を一緒に進めていき、観光業のさらなる復活につなげていきたいと考えています」と観光業の復活の起爆剤になることへの期待感を示した。

祝辞の最後は、「新型コロナウイルス感染症の発生以来、大変な苦境の中、感染症拡大防止のため、ご協力をいただいている関係者の皆様切なる願い、ご期待に最大限に応えるべく、少しでも早く事業効果が発現するよう、しっかりと取り組んで参ります」と結んだ。

その後、令和元年度に亡くなられた会員23名の方々に對し、哀悼の意を表し、黙禱が捧げられた。

続いて、若井茂事務局長から出席会員数及び委任状提出会員数が定足数を満たし、本総会の成立が報告されたことが報告された後、近藤副会長が仮議長となり、議長に森岡敏夫福岡県支部長、副議長に山口剛群馬県支部長が選出された。



左より森岡敏夫議長(福岡県支部長)、山口剛副議長(群馬県支部長)

報告について、最初に有野一馬専務理事から総括報告が、その後、常任委員会として花岡正雄試験研修委員長、高橋幸司苦情弁済委員長、浅子和世指導調査広報委員長、藤田雅也経営推進委員長、北敏一総務財務委員長から、令和元年度の各委員会の活動

議事に入り、議題として5議案の審議が行われた。その主な内容は次のとおり。

第1号議案…令和元年度事業報告
第2号議案…令和元年度収支決算

両議案は一括上程され、事業

状況が報告された。また、収支決算については、北総務財務委員長から一般会計及び特別会計の収支決算の概要について報告された後、吉田正博監事からの監査報告に続いて、本会監査法人からの監査報告書が若井事務局長より代読され、事業報告・収支決算とともに原案どおり一括承認された。



有野一馬専務理事による議案説明

第3号議案…令和2年度事業計画案
第4号議案…令和2年度収支予算案

両議案は一括上程され、有野専務理事から概要説明がなされ、事業計画案・収支予算案ともに原案どおり一括承認された。

第5号議案…令和2年度協会費減額措置

有野専務理事から、概要説

明がなされ、原案どおり承認された。

最後に、森岡議長から議事終了が宣言され、駒井輝男副会長より閉会の言葉が述べられ、本総会を終了した。

【令和2年度協会本部会費減額措置の概要】

区分	現行	令和2年度特例措置
第1種	6万円	→ 5万円
第2種	4万円	→ 3万円
第3種	3万円	→ 2万円
地域限定	2万円	→ 1万円
営業所	7千円	→ 5千円
協力会員	5万円	→ 4万円
賛助会員	5万円	→ 4万円



駒井輝男副会長による閉会挨拶

【令和2年度事業計画】

令和元年(2019年)は、5月の皇位継承により平成の時代から令和の時代を迎える歴史の大きな転換点の年であった。本会は、令和2年2月に「第15回国内観光活性化フォーラム in くまもと」を熊本県熊本市において開催し、1300名を超える会員とご来賓の参加の下で成功裡に終了した。

令和2年度においては、旅行業界を取り巻く環境変化に迅速に対応して、旅行業の発展と旅行者の安全・安心の確保のための事業を重点的・効率的に実施する。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックなど大規模イベントの開催に対応して、会員への情報提供に努める。

国内旅行の振興については、令和3年2月に「第16回国内観光活性化フォーラム」を山梨県甲府市において開催し、地元が誇る観光資源の魅力を全国に発信し、国内観光の活性化につなげるとともに、会員活動の活性化、地元自治体等との連携強化を図る。また、第15回国内

観光活性化フォーラムで採択された熊本県送客キャンペーン活動等に取り組む。

感染症対策については、本年1月に中国の湖北省武漢を中心に新型コロナウイルスが発生し、国内においても感染が拡大し、政府は感染症対策等の緊急対策を実施しているところであり、本会としては、緊急対策、中小企業への支援対策等の会員への周知など、万全の対応に努める。

自然災害等の発生に際しては、被災地域に関する正確な情報提供、風評被害の払拭、観光復興支援等の活動を行い、旅行需要の早期回復に協力する。

旅行業法については、旅行者に義務付けられた旅行業務取扱管理者定期研修を的確に実施するとともに、旅行者と旅行サービス手配業者との間の公正な取引の確保など、引き続き会員への周知と法令遵守のための指導に努める。

旅行の安全確保については、貸切バス旅行等の旅行の

安全・安心の確保と重大事故支援制度付全旅協旅行災害補償制度の利用促進に努める。

海外旅行の振興については、近隣諸国、アセアン諸国を中心に二国間の双方方向の国際観光交流の推進に努める。

令和2年度においても旅行業法に基づく指定協会として、苦情処理業務や弁済保証事業により旅行者保護の充実を図る。また、旅行取引の適正化の推進による旅行業の健全な経営の確保、国内旅行業務取扱管理者試験や研修の運営・実施など、旅行業法に基づく業務を適正かつ確実に実施する。さらに、会員のニーズに合った研修・セミナーの実施、コンプライアンスの確保、広報宣伝活動等にも積極的に取り組む。

これらの諸事業を、本部と支部の連携により、重点的かつ効率的に実施することによって、旅行者の安全の確保と旅行サービスの向上、会員相互の連絡協力を推進し、会員の旅行業の一層の発展を期することとする。具体的内容は以下のとおりである。

【事業計画の概要】

I. 試験事務代行事業

観光庁の試験事務代行機関として、国内旅行業務取扱管理者試験を令和2年9月6日(日)に全国9都市で15,500名を対象として実施する。

II. 研修事業

- 旅行業務従事者の知識及び能力のレベルアップと旅行内容・質の充実、旅行者へのサービスと安全確保の向上を図るとともに、これからの旅行業界を担う人材の育成に努める。
- 国内旅行業務取扱管理者研修
令和2年5月19日(火)・20日

業約款・通達、各種ガイドライン等について、会員への指導を行い、法令遵守及び周知徹底を図る。

- 旅行業法等の改正への対応
旅行業法や標準旅行業約款等の改正に関する観光庁等の会議に参画し、会員の旅行業の健全な発展を図る。また、改正内容等について会員への周知と情報共有化を図る。
- 広告表示の適正化等、公正な旅行取引の確保
会員の広告表示及びT取引の適正化を図るとともに、旅行業公正競争規約の指導及び遵守など、旅行業及び旅行サービス手配業における公正な旅行取引の確保に努める。
- 安全対策及び事故対策の充実
企業への支援対策等の会員への周知など、万全の対策に努める。
- 貸切バスの安全規制の見直し、運賃料金制度等について会員への周知徹底に努めるとともに、引き続き、安全セミナーを開催する。

- 事故対策及び危機管理の強化を図るため、国内旅行及び海外旅行の「事故対策要領」等の周知・徹底に努めるとともに、添乗員が不測の事態が発生した時に適切かつ迅速に行動がとれるよう、緊急重大事故発生時の連絡体制の強化等に努める。
- 政府機関等が発出する海外渡航情報、感染症、検疫等の安全・衛生情報等の周知・徹底を図る。
- 統一外務員証の作成
プラスチック製カード型の統一外務員証の利用拡大に努め、会員の社会的信用と認知向上を図る。

V. 調査・広報事業

- 会員の経営実態等に関する調査
会員実態調査、必要に応じて緊急調査を実施し、会員の実状を把握す

(水)の2日間、全国8都市で約330名を対象として実施する。

② 国内旅程管理研修

令和2年12月1日(火)・2日(水)の2日間、全国6都市で約120名を対象として実施する。

③ 旅行業務取扱管理者定期研修

全国16都市19会場で約2,000名を対象として1日で通年実施する。

- 事業の円滑な実施を図るため、試験研修運営会議を開催する。
- 旅行業務取扱管理者定期研修の運営体制を整備し円滑化を図る。

ることにより、本会の事業立案の策定及び業務遂行上の基礎資料とする。

(2) 旅行促進に関する事業協力・広報宣伝

- 「観光復興支援キャンペーン」等を実施し、自然災害からの観光復興に貢献する広報宣伝に努める。
- 旅行者が快適で楽しい旅をするため、旅行契約に関する知識等をまとめたリーフレットを作成し、安全・安心な旅行促進についての広報宣伝に努める。
- 全国旅行業協会の正会員として、協会名の表示を推奨し、消費者からの信頼向上に努める。
- 国や地方が行う国内旅行の振興施策や、インバウンド及びアウトバウンドの推進事業等に協力し、本会の広報宣伝に努める。
- ツurisum EXPO ジャパン2020に出展し、本会の効果的な広報宣伝に努める。
- 旅行需要の喚起を図るため、UNWTO(世界観光機関)アジア太平洋事務所、地域伝統芸能活用センター等の事業並びに運営に支援・協力し、本会の広報宣伝に努める。

VI. 経営・業務推進事業

- 国内観光の振興及び新たな旅行ニーズへの対応
① 国内観光の活性化を図るため、令和3年2月に「第16回国内観光活性化フォーラム」を山梨県甲府市において開催する。また、「第15回国内観光活性化フォーラム」で採択された熊本県送客キャンペーン活動を展開する。
- 地域の観光資源を活用した着地型旅行やニューツーリズム(エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム等)、ユニバーサルツーリズム(シ

③ 各種研修内容の充実を図るため、研修実務小委員会を開催する。

④ 研修テキスト等の改訂及び内容充実を図る。

⑤ 地域限定旅行業務取扱管理者試験の実施に協力する。

III. 苦情・弁済事業

- 苦情処理事業
① 消費者及び受入機関等からの旅行者等又は旅行サービス手配業者への苦情相談の申出について、協会支部との連携を強化し、迅速かつ的確な処理を行うとともに、会員に対しても適切な指導を行う。
- 協会支部における苦情相談・処理業

ニア向け旅行、バリアフリー旅行等の推進に努める。

- 震災被災地や自然災害等による被災地への観光復興支援を引き続き行うとともに、全国の旅行需要の喚起に努める。
- 国内観光の活性化を図るため、行政・運輸・宿泊、観光協会等の関係者と連携強化を図り、地域の振興に貢献する。
- ツアー登山の安全の確保と業務の適正な運営を促進する。
- 国際観光交流事業の推進
① 国の観光交流拡大事業や近隣アジア諸国との友好交流事業等に参画し、双方方向の国際観光交流の推進に努める。
- 「観光先進国」の実現に向けた国の「観光ビジョン実現プログラム」に協力し、インバウンドの旅行促進に努める。
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催について、会員への情報提供に努める。

③ 経営・業務推進活動

- 「重大事故支援制度付・全旅協旅行災害補償制度」の利用促進に努める。
- 全旅協旅行災害補償制度の利用促進を図るため、支部会員を対象とした研修を実施する。
- 旅行業における社会的信用の増大と公共性の確保等を目指した社会貢献活動に努める。

IV. 支部事業

- 本部と支部、さらに支部間の密接な連携を図りつつ、旅行の安全の確保、法定業務、支部事業の円滑な運営と、的確な実施を図るとともに、地域の実情に応じた支部事業の充実を図る。
- 地方支部長連絡会
本部と支部間及び支部相互間の連絡調整及び協会として一体となった事業の運営、実施等に当たる。
- 各支部共通の事業
① 運営委員会の開催
支部運営委員会を開催し、支部の運営状況等の確認、報告を行い、積極的な支部運営に努める。
- 会議の開催(研修・苦情弁済・社員指導・調査広報・業務推進・経営推進・情報宣伝・支部研修事業・その他)
③ 各種問い合わせへの対応(入会・退会・苦情・更新登録・弁済保証金・外務員証等)
④ 事務処理(入会・退会・更新登録・弁済保証金・外務員証・経理関係等)
③ 法定事業
支部では本部と連携し法定事業等を以下のとおり実施する。

務の充実を図るため、旅行業法の遵守及び消費者契約法等の関連法令に対応するための周知を図る。

(2) 弁済保証事業

① 弁済業務保証金分担金の納付及び返還手続の迅速かつ円滑な実施を図る。

- 苦情対応セミナーをJATAとの共催により実施する。また、苦情対応セミナーテキスト編集に参画し、テキスト内容の充実を図るとともに、テキスト内容を会員専用HPに掲載し、会員への周知を図る。

IV. 社員指導事業

- 旅行業法等の周知・徹底
旅行業法及び関連法規、標準旅行業務資料等を掲載するなど、誌面内容の充実を図る。
- 会員に向けた情報提供の促進
会員専用ホームページへの情報掲載及び「ANTANA ニュースメール」を随時発行し、会員に役立つ迅速性のある情報提供を行うとともに、会員の利用促進に努める。
- 報道機関へのPR
報道機関に対する情報提供及び取材協力を積極的に行い、業界内外に對する本会のPRを通じて、本会及び会員の認知向上を図り、広報宣伝に努める。
- 支部事業
本部と支部、さらに支部間の密接な連携を図りつつ、旅行の安全の確保、法定業務、支部事業の円滑な運営と、的確な実施を図るとともに、地域の実情に応じた支部事業の充実を図る。
- 地方支部長連絡会
本部と支部間及び支部相互間の連絡調整及び協会として一体となった事業の運営、実施等に当たる。
- 各支部共通の事業
① 運営委員会の開催
支部運営委員会を開催し、支部の運営状況等の確認、報告を行い、積極的な支部運営に努める。
- 会議の開催(研修・苦情弁済・社員指導・調査広報・業務推進・経営推進・情報宣伝・支部研修事業・その他)
③ 各種問い合わせへの対応(入会・退会・苦情・更新登録・弁済保証金・外務員証等)
④ 事務処理(入会・退会・更新登録・弁済保証金・外務員証・経理関係等)
③ 法定事業
支部では本部と連携し法定事業等を以下のとおり実施する。

「地旅」で出会う日本の笑顔 でかけよう 北海道・東北



— ANTAは送客支援を通じて日本各地の観光振興を応援します —



全国47都道府県5600の旅行会社が加盟しています
一般社団法人 **全国旅行業協会**
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

後援



観光庁
Japan Tourism Agency

令和2年度 会長表彰受賞者一覧

■支部長・運営委員の部

(敬称略)

支部名	名称	氏名	支部名	名称	氏名
宮城県	(株)だいぎゅう観光社	大久 光昭	長野県	(株)トラベルプラザ	長崎 義一
長野県	松本ツアーサービス(株)	三澤 弘	静岡県	静岡総合観光(株)	遠藤 勝久

■代表者の部

支部名	名称	氏名	支部名	名称	氏名
岩手県	(株)東和交通観光	吉田 英雄	新潟県	(有)つばさ観光	中澤 智史
宮城県	(株)みちのく観光	工藤浩太郎	富山県	パンチツーリスト	石浦 裕明
〃	第一観光トラベル(株)	小井戸三紀夫	〃	氷栄観光社	高戸 一美
秋田県	(有)トラベル横手	鈴木 健悦	〃	イルカ交通(株)	村西 更新
〃	(有)秋田旅行サービス	高橋 哲朗	岐阜県	(有)ビーバズネット	安田 光宏
山形県	大星旅行・たびっと	星川 篤	〃	(株)萩原交通	熊崎 信彦
福島県	(株)トラベルハウス	佐藤 正春	滋賀県	中央旅行	中川 博史
茨城県	ニュー潮来旅行社	草野 和司	〃	湖北観光(株)	清水 喜久
〃	(株)エーアイシー	五十嵐久也	〃	勝美観光(株)	田口 勝馬
〃	(有)ネイチャーツアーズ	戸頃 康弘	〃	(有)レークリバティ	和田由美子
群馬県	(有)ワールドアーストラベル	大沢 由記	京都府	(株)オレンジ観光	岩佐 光夫
〃	三浦観光	三浦 敬二	〃	ミホツーリスト	小西 行雄
〃	中央観光	久保田和司	大阪府	トーヨートラベル(株)	堀内 宏昭
千葉県	ケーヨーツーリスト開発	西村 博史	兵庫県	アート観光(株)	藤原利津子
〃	(株)めもり〜旅行	江森 雅子	〃	(株)ウイングツアー	古西 祐子
〃	(株)エムアンドエムトラベル	馬場 正太	〃	(株)和平旅行	村上心一郎
東京都	ノーマトラベル(株)	白川 義勝	〃	(株)日本観光旅行社	植戸 和義
神奈川県	(有)江ノ新旅行サービス	谷津 伸一	佐賀県	(有)エム企画九州旅行	村山 輝昭
〃	羽芝ツーリスト	阿部 尚之	大分県	(有)藤山観光	後藤 成人
山梨県	日新トラベルサービス(株)	丸山 譲司	沖縄県	(株)スケヨシ	大城 昂

■企業の部

	名称	支部名	名称
青森県	(公社)青森観光コンベンション協会	新潟県	(株)当間高原リゾート
茨城県	茨城むつみ農業協同組合	〃	日の丸観光タクシー(株)
山梨県	山梨交通(株)	香川県	高松ホテル旅館料理協同組合
新潟県	(株)コープサービス	高知県	土佐パシフィック旅行(有)

■従業員の部

支部名	名称	氏名	支部名	名称	氏名
北海道	(株)厚友会	西根 透	新潟県	新潟第一観光バス(株)	笠原 崇
〃	(有)ツアービューローエレム	鳥海 美和	〃	頸城観光(株)	兼勝 昭彦
岩手県	(株)北上交通観光	及川 仁	〃	蒲原鉄道(株)	田部 幸雄
〃	(株)カワトクトラベル	平船 由貴	〃	〃	堀川 鶏太
福島県	昭和観光(株)	久保田 武	富山県	黒部峡谷鉄道(株)	下山田 寛
〃	〃	西田 健	〃	(株)トマト旅行	太田 好子
茨城県	(有)滝交通	木村 守	石川県	(株)富士トラベル石川	巻 和浩
〃	ワイズツーリスト	信山 節子	〃	〃	寺西 貴史
群馬県	(有)ケイ・ツーリストぐんま	石内 和代	静岡県	遠州鉄道(株)	彦坂 晋也
〃	東武自動車観光(株)	高橋 真吾	〃	(株)クローバートラベル	杉山 利広
埼玉県	つばさ観光(株)	柳 敬	愛知県	(株)トラベル三河	伊藤 健亮
千葉県	東京湾観光開発(株)	平野 貴博	大阪府	(株)いすゞ旅行	中辻 泰司
〃	(有)房州日新新聞社	羽田 直人	〃	〃	藤沢 裕也
東京都	(株)大日観光	村岡 誠	徳島県	光ドリーム観光バス(株)	中野 玉緒
山梨県	日新トラベルサービス(株)	望月 竜一	〃	西日本旅行(株)	吉田 貴明
〃	(有)甲南観光サービス	北野とわ子	〃	〃	佐々木弥生
〃	(有)サクラ観光サービス	志村恵利子	香川県	琴参観光(株)	大江 和弥
新潟県	ベルツア(株)	竹内 一人	長崎県	九州商船(株)	松尾 太
〃	〃	樋山 裕美			

■協会支部職員部

支部名	名称	氏名
大分県	(一社)全国旅行業協会 大分県支部	高野 美和

【「Go To トラベル事業」に関する情報】

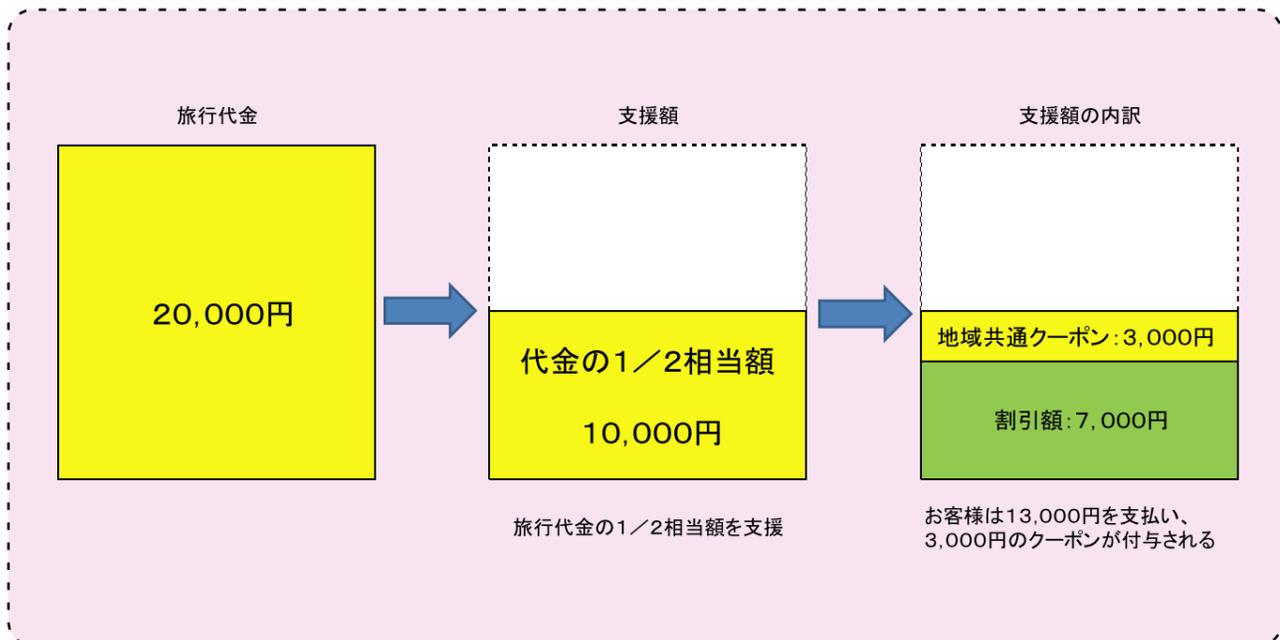
観光庁は、令和2年6月16日から同29日までの期間で「Go To トラベル事業」の運営事務局を委託する団体を公募しました。「Go To トラベル事業」は、新型コロナウイルス感染症の国内拡大によって大変深刻な影響を受けている旅行業、宿泊業をはじめとする観光産業の回復や観光客の流れを失った地域における経済の好循環を創出することを目的に実施されます。現時点で当協会が把握している本事業に関する情報は以下のとおりです。

■GoToトラベル事業の概要

- 旅行・宿泊代金の割引と地域共通クーポンの発行のための国の支援額は約1兆1,248億円。
- 本事業は中小旅行業者を含む全ての旅行業者及び宿泊施設が参加可能。
- 国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の半額相当額を支援(支援額は一人一泊あたり2万円、日帰り旅行については1万円が上限)。
- 宿泊数や利用回数の制限は設けない。
- 支援額の内、7割程度は旅行代金の割引に、3割程度は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与(例:2万円の旅行商品の内、7千円が旅行代金から割引、3千円がクーポンとして付与)。
- 開始時期は調整中。「夏休みの早い段階」に販売開始され、期間を定めて実施する予定。
- 対象商品は、個人旅行・団体旅行(修学旅行、職員旅行など)を問わず、宿泊を伴う商品(宿泊施設への直販を含む)。日帰り旅行の場合は、往復の乗車券等の移動と旅行先での消費となる食事や観光体験等とのセットプランが対象。なお、往復乗車券や航空券などの運送単品の商品は対象外。
- 旅行業者は「本年(2020年)及び前年(2019年)の1月から5月の月別延べ宿泊主数」、「キャンペーン実施期間と前年同期の月別延べ宿泊者数」の報告が参加要件となる(具体的な報告方法等については未定)。

<支援額の例>

①1泊2日(旅行代金2万円)の場合



新型コロナウイルス感染症後の旅行需要喚起に向けて

昨年12月に中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は、我が国でも感染が拡大し、政府は、4月7日に日本全国で緊急事態宣言を発出し、不要不急の外出自粛を要請したことで、旅行業を含む観光産業は深刻なダメージを受けました。

その後、5月25日に緊急事態宣言が全国で解除され、6月19日には「県外への移動自粛要請」が解かれるなど徐々に、新型コロナウイルス感染症対策を施した「新しい生活スタイル」での日常を取り戻しつつあります。

旅行業界においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ、旅行者に安全で、安心を与えられるような「新しい旅行」のスタイルの構築をし、お客様に提供することが求められているところです。

本号では、「新しい旅行」を実施するうえで旅行会社等が遵守すべきガイドライン等や、今夏からの実施が予定されている「Go To トラベル事業」に関する現時点での情報について紹介いたします。

<新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する主な出来事>

	主な情報	当協会の取組み
2019年 12月31日	中国湖北省武漢市で原因不明の集団肺炎が報告される	
2020年 1月6日 16日 28日 31日	外務省、厚労省が原因不明の肺炎に関する注意喚起 日本国内で初の感染が確認される(武漢からの帰国者) 日本人の感染が初確認 WHOが「緊急事態宣言」を発表	全会員を対象に、新型コロナの影響によるキャンセル数等の第一次調査を実施(1/30~2/7)
2月1日 5日 13日 14日 26日 28日 27日 29日	新型コロナウイルスを「指定感染症」に指定 横浜港に停泊中の「ダイヤモンド・プリンセス」で集団感染が判明 日本国内で初の死者 厚労省が雇用調整助成金の特例措置を講じることを決定 イベントの中止・延期を要請 厚労省が雇用調整助成金の特例措置の拡充を決定 北海道が「緊急事態宣言」を発表 全国の小中高に対して臨時休校を要請 総理による緊急会見が実施され、今後2週間が感染拡大に重要な期間になると表明	全会員を対象に、新型コロナウイルスの影響によるキャンセル数等の第二次調査を実施(2/20~2/28) 公明党新型コロナウイルス感染症対策本部に出席(2/26) 3月13日の定期研修の中止を発表(2/28)
3月7日 10日 11日 24日 25日 27日 28日	全世界で感染者数が10万人を超える 35億円の観光庁関係予備費が閣議決定 WHOが「パンデミック宣言」を発出 2020東京オリンピック・パラリンピックの延期が発表 外務省が全世界への危険情報レベルを2に引き上げ 東京都が週末の外出自粛を呼びかけ 観光庁が更新登録に関する旅行業法の弾力的な適用を決定、通知雇用調整助成金特例措置の更なる拡充が決定	協会HPに新型コロナウイルスに関する特設サイトを設置(3/10) 全旅協新型コロナウイルス対策本部を設置(3/4) 自民党観光立国調査会幹部会に出席(3/2) 自民党経済成長戦略本部・新型コロナウイルス関連肺炎対策本部に出席(3/3) 第4回新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリング(官邸)に出席(3/23)
4月7日 16日 18日	7都府県を対象に特措法に基づく「緊急事態宣言」を発出 「緊急事態宣言」の対象が全国に拡大 国内での感染者が1万人を超える	
5月4日 14日 21日 25日	「緊急事態宣言」の期限を31日まで延長 39県で緊急事態宣言が解除(8都道府県(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県)では継続) 京都府、大阪府、兵庫県で緊急事態宣言が解除 継続中の5都道府県を含む全国で緊急事態宣言が解除	旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドラインの作成(5/14)
6月19日	都道府県境を越える移動の制限を解除	自民党観光立国調査会に出席(6/15) 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドラインの作成(6/19) 「新しい旅のエチケット」の作成(6/19)

【 新型コロナウイルスに関するガイドライン等の制定 】

■「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」の作成 (ANTA・JATA / 作成:5月14日、最終改訂:7月1日)

当協会では、政府より各業界団体に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大予防と社会経済活動の両立を図るため、対応ガイドラインの作成要請・指導があったことから、JATAとの連名により、「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」を5月14日に作成し、7月1日には最新の感染症情報を反映した「第2版」を公表しました。

本ガイドラインは、政府の基本的対処方針等を踏まえ、カウンターでの接客現場や旅行業務の取扱いなど、当面の対策を自主ルールとして、取りまとめています。(詳細については、14頁をご参照ください。)

■「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」の作成 (貸切バス旅行連絡会 / 作成:6月19日)

貸切バス旅行連絡会 (ANTA・JATA・日本バス協会の3団体で構成)は、「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」を6月19日に作成しました。

本ガイドラインでは、貸切バスを使用する際に、感染防止対策として留意すべき事項について取りまとめています。

なお、貸切バスへの乗客数等については、車両のエアコンによる換気性能をもとに、航空機、列車などと同様に特段の制限は設けず、座席位置での配慮、マスク着用、車内での飲食、飲酒、大声での会話を控えて頂くなどで対応することとしています。

安心・安全なバスの旅の実現に向け、本ガイドラインをもとに実情に合わせた対策を講じるようお願いします。

■「新しい旅のエチケット」の作成 (旅行連絡会 / 作成:6月19日)

旅行連絡会 (ANTA・JATA・日本観光振興協会等で構成)では、政府の「基本的対処方針」による観光振興の観点からの人の移動について、県外からの人の呼び込みが徐々に可能となる6月19日に際して、国土交通省・観光庁と協力し、旅行者視点での感染防止のための留意点をまとめた「新しい旅のエチケット」を作成しました。

今後の観光振興にあたっては、感染リスクを避けながら安全に旅行していただくことが重要となります。旅行連絡会では、感染拡大の抑止と社会経済活動の維持を両立していくため、官民連携して、旅行者の皆様への新しい生活様式に基づく安心

で楽しい旅行の普及・啓発に努めて参ります。

会員の皆様におかれましては、本エチケットをご確認の上、旅行者等に周知して頂き、感染リスクを避けた旅行実施に努めて頂きますようお願いいたします。

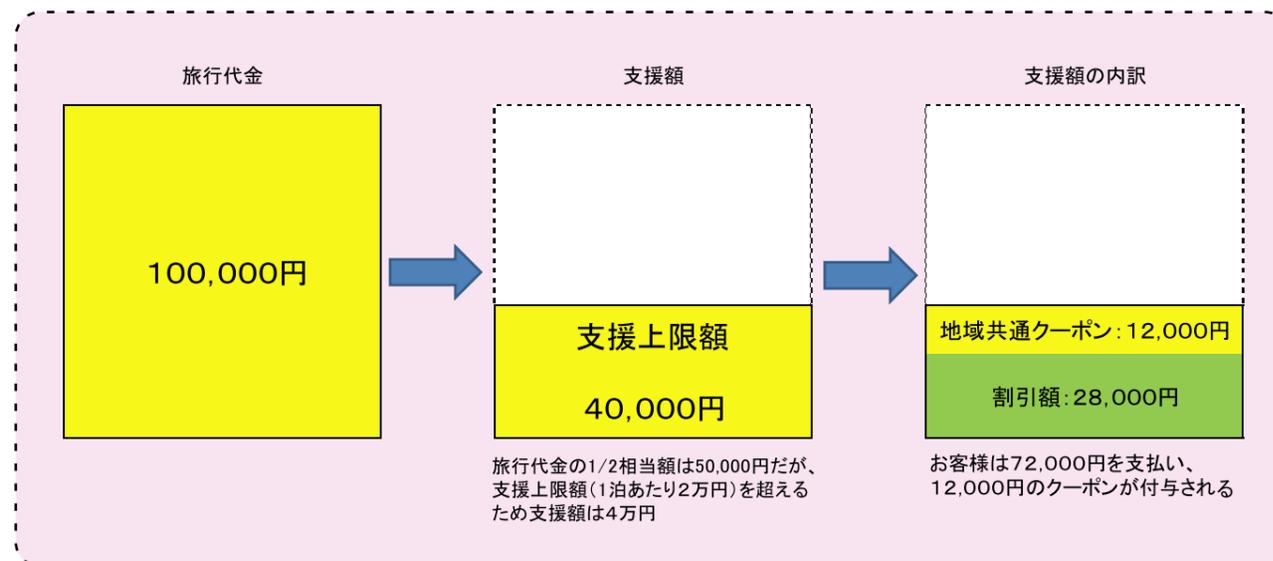


このほか、「国内修学旅行の手引き」、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」など、業種ごとにガイドラインが制定されています。適宜活用頂き、安心して楽しい旅行の実施に努めて頂きますようお願いいたします。

業界別各種ガイドラインは、当協会の会員専用ホームページ、または国土交通省のホームページを参照ください。

(当協会のガイドライン紹介ページ: <http://www.anta.or.jp/mmb/guideline/covid-19/>)

② 2泊3日(旅行代金10万円)の場合



■地域共通クーポン

- 旅行期間中に限り、旅行先の店舗等で利用可能とする。
- 紙での発行に加え、アプリやウェブサイトを活用した電磁的クーポンも用意する。
- 使用の有無や使用された店舗などの利用実額が確認できるものであること。

- 地域の観光協会やDMO、商工会を通じて地域の店舗の参加を呼び掛ける。
- 運営事務局で一括発行し、旅行代理店や宿泊施設で配布する。

■委託事務局の公募並びに事業開始までのスケジュール(見通し)

- 6月16日(火) 運営事務局の公募開始
- 6月29日(月) 運営事務局の公募締切
- 7月上旬～中旬 委託先の運営事務局の選定

事業の開始は8月の早い段階での開始を目指すとして

いる。今後、本事業に関する要綱の公表や、旅行者向けの説明会の開催などが予定されています。本事業に関する最新の情報が入手でき次第、当協会ホームページの会員専用ページへ掲載するとともに、「ANTA NEWSメール」、支部事務局等を通じて周知します。

事業開始までの準備期間

- ・各種要綱の作成
- ・旅行者・宿泊事業者向けの説明会を開催
- ・事業者向けのマニュアル作成
- ・事業のPR活動などを実施

■Go To トラベル事業への参加に向けて

本事業は、約1兆2千億円を上回る予算をもとに全国の旅行会社等を対象に実施される、かつてない規模の観光需要促進事業で、コロナ禍で大きく落ち込んだ観光産業の需要を回復させる役割が期待されています。

その一方で、多数の旅行者が移動を行うことで、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まることも懸念されるため、旅行会社・旅行者がそれぞれ感染症対策を講じたうえで旅行していく

ことが求められてきます。

ANTA会員におかれましては、本事業への参加に当たり、「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン(ANTA・JATA)」の遵守徹底、お客様への「新しい旅のエチケット」のご案内などの対策を十分に講じた上で、「安全で楽しい旅行」の実施に努めて頂きますようお願いいたします。

前頁へ

的な損失につながることをないよう、就業規則等の社内規程・運用において配慮すること。

(2) 通勤

- 公共交通機関を利用する従業員等には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底すること。
- 在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等、人との交わりを低減する取組を継続すること。

(3) 勤務

- 従業員等に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、うがいを徹底すること。また、手指消毒液を配置すること。
- 従業員等が、対人距離をできるだけ2m(最低1m)確保するよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しに努めること。
- 従業員等に対し、勤務中のマスク等の装着を促すこと。特に、複数名による打ち合わせなど近距離、接触が不可避な場合には、これを徹底すること。
- 朝礼などは、小グループにて行う、伝達内容をモバイル端末等で伝えるなど、大人数が一度に集まらないようにすること。その他、ロッカーを分ける等により、混雑や接触を可能な限り抑制すること。
- 店舗における旅行販売・相談等、お客様と近接して会話することが必要な業務についても、電話・オンライン販売への誘導、デジタルパンフレットによる事前案内、来店を要する旅行契約手続き等の簡素化等、お客様との直接接触機会を極力低減するよう業務の見直しを行うこと。
- 法人等への営業活動についても、可能な限り通信手段を利用した非対面の営業を工夫し、商談時や移動時の感染リスクを低減すること。
- 添乗やあっせん業務等、事業所外での業務を行うときは、お客様およびサービス提供事業者の従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを前提に、従業員の感染防止行動を徹底すること。
- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる機会を減らす工夫をすること。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。

(4) 休憩・休息

- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても対人距離をできるだけ2m(最低1m)確保するよう努めること。一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底すること。
- 休憩室等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、対人距離をできるだけ2m(最低1m)確保するよう努めること。また、対面で座らないようにするかアクリル板などで遮蔽する。
- 休憩室等に設置されているテーブル、いす、自動販売機、給湯機等は、アルコール等による清拭消毒を頻繁に行うこと。

(5) 設備・器具

- 業務中に従業員等が触れる機器について、従業員等が交代するタイミングを含め、定期的に消毒を行うこと。
- 洗面所備品、トイレ、蛇口、ドアノブ、ゴミ箱、テーブル、椅子、電気のスイッチ、電話・コールセンターレシーバー、予約端末のキーボード・タッチペン、タブレット、タッチパネル、手すり、エレベーターのボタンなどの共有設備については、頻繁に

洗浄・消毒を行うこと。また、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。

- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。
- ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉すること。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員等は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いやうがいを徹底すること。
- 建物全体や個別の業務スペースの換気に努めること。

(6) 従業員等の意識向上

- 従業員等に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促すこと。例えば、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員等やその関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員等を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行うこと。

5. お客様向けの対策

(1) 来店時

- 感染防止のため、電話やメールでの旅行相談、オンラインによる旅行申し込みなど非来店での旅行取引をお勧めする。
- 来店での旅行相談、旅行申し込み等を希望されるお客様には、集中防止のため事前の来店予約を依頼する。
- 入口および店舗内に手指の消毒設備(アルコール等)を設置する。
- 入店の際に手指の消毒を依頼する。
- 店舗内では、マスクの着用を依頼する。

(2) 相談・申し込みカウンター

- 相談・申し込み待ち時
 - 事前の来店予約を促進し、店舗内での待ち時間を可能な限り短くする。
 - 間隔を空けた待ち位置の表示 等
- 相談・申し込み中
 - カウンターにアクリル板・透明ビニールカーテン、フェイスシールドなどを設置し、旅行販売スタッフとお客様の間での飛沫感染を防止する。
- 申込書等の記入時
 - 記入台、筆記具等の頻繁な清拭消毒 等
- 旅行代金の支払い、クーポン類の引き渡し
 - 旅行代金の支払いは、振込やカード決済等、非来店・キャッシュレスを促進する。
 - 後日発券のクーポン等は、電磁的方法による手交、または郵送等により、非来店の促進を図る。

(3) 店舗内清掃

- アルコール溶液や市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤溶液を用いて清掃する。
- 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブやエレベーターのボタン、階段の手すり、カウンター、申し込み台、共用パソコンなどは、定期的にアルコール液で拭く。
- 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

次頁へ

前頁へ

旅行業における新型コロナウイルス 対応ガイドライン(第2版)

(全国旅行業協会/日本旅行業協会 第1版5月14日作成、第2版7月1日改訂)

1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の終息までの、旅行業における当面の対策を取りまとめたところである。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見、お客様のご要望、事業者側の受け入れ体制等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

2. 具体的な対策の検討にあたっての考え方

同専門家会議の提言にしたがって、対策の検討にあたっては、以下の点に留意した。

- 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討。
- 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(旅行会社店舗内の家具・備品類、接客カウンター・テーブル、パンフレットスタンド、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、レジ、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機など)には特に注意。
- 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、旅行会社店舗内や旅行中に人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価。

3. 具体的な感染防止対策

(1) 留意すべき基本原則と各場面の共通事項

① 留意すべき基本原則

- 従業員とお客様及びお客様同士との接触をできるだけ避け、対人距離をできるだけ2m(最低1m)確保するよう努める。
- 感染防止のための来店人数の調整(店頭での旅行販売・相

談業務、旅行申し込み手続き時等に密にならないように対応。)

- 旅行会社店舗入口及び店舗内の手指の消毒設備の設置
- マスクの着用(従業員及びお客様に対する周知)
- 店舗等の換気
- 商業施設内の店舗については、各商業施設のガイドランに準じた対策の実施
- 店舗内の定期的な消毒
- お客様に旅行時の感染防止対策を周知・啓発し、対策の実行への理解と協力を依頼する。

② 各場面の共通事項

ア 旅行会社店舗内

- パンフレットスタンドや他人と共用する物品などの頻回に触れる機会を減らす工夫をすること。
- 複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン、フェイスシールドなどで飛沫接触を防止する。
- お客様や従業員がいつでも使えるようにアルコール等を店舗内に設置。
- 手洗いや手指消毒の徹底を図る。

イ 旅行中

- お客様、旅行サービス提供事業者従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る。
- 旅行者が手配する旅行サービス提供事業者は、原則として適切な感染防止対策を取っている事業者に限定する。
- 企画旅行においては、適切な感染防止対策の実施を含めた旅程管理を行う。

4. 従業員等向けの対策

(1) 健康管理

- 従業員等に対し、出勤前に、体温や症状の有無を確認させ、具合の悪い者は自宅待機とすること。また、勤務中に具合が悪くなった従業員も、直ちに帰宅させ、自宅待機とすること。
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機とすること。
- 添乗業務等、事業所を離れて業務を行う従業員・派遣社員等の健康管理に特に留意し、万一添乗中の従業員等が体調不良となった場合の対応を予め準備すること。
- 発熱や具合が悪く自宅待機となった従業員の健康状態を毎日確認すること。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示すること。
- 体調不良の場合の自宅待機が当該従業員の負担や経済

次頁へ

「地旅」で出会う日本の笑顔 でかけよう 関東・京浜



— ANTAは送客支援を通じて日本各地の観光振興を応援します —

観光復興支援
キャンペーン実施中

正確な情報を提供します
風評被害の払拭に取り組みます
被災地をはじめ日本各地への送客を支援します

前頁より

(4) 店舗内トイレ（※感染リスクが比較的高いとされるため留意する。）

- 便器内は、通常の清掃で良い。
- 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。
- 常時換気をオンにしておくなど換気に留意。

6. 旅行業務取扱上における対策

(1) 単品（交通・宿泊など）（手配旅行）

- 手配する旅行サービス提供事業者が適切な感染防止対策を取っている事業者であることを確認するよう、お客様に案内する。
- 手配する交通機関・宿泊等の業界等で安全対策が講じられているかお客様が認識して選定できるよう、必要に応じて情報提供などに配慮する。

(2) フリープラン、ダイナミックパッケージ（宿泊のみの募集型企画旅行を含む）（募集型企画旅行）

- 募集型企画旅行において手配する旅行サービス提供事業者は、原則として適切な感染防止対策を取っている事業者に限定する。

(3) 団体旅行（日帰りバスツアーを含む）

（募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行）

① 旅行の企画

- 感染状況に応じた適切な旅行先の選定に留意
- 旅行の出発となる都道府県から、都道府県外への移動自粛の要請がなされていないことを確認する。

② 企画の際の旅行サービス提供事業者等の選定

- 旅程に組み込む運送機関、食事箇所、観光施設、体験プログラム等については、事前に適切な感染防止対策を取っていることを確認する。

③ 旅行実施判断（標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部 第17、18条関係）

- 感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅行の実施を中止する。
- 旅行開始後であっても、感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合は、旅行を中止し出発地に引き返す。

④ 旅行実施に関する助言（手配旅行）

- 感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅行の実施の是非を検討するよう、旅行者（団体責任者）に助言する。
- 旅行開始後であっても、感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合は、旅行の継続の是非を検討するよう、旅行者（団体責任者）に助言する。

⑤ 三密リスクを下げる旅程管理

A 交通機関

- 旅程において利用する各交通機関のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理する。

イ 宿泊機関

- 宿泊施設においては各宿泊施設のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理する。

ウ 観光

- 観光地では、団体メンバーが集まって「密」の状態を作らないよう、ガイドレシーバーを利用したガイディング等を行う。
- 観光入場施設では、入り口や施設内部での密集・密接を避けるため、小グループに分け、時間差をつけた入場等の工夫を行う。

エ 食事

- 食事においては、各場所のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理する。
- その他の場所での食事においても、食事時の飛沫感染を防ぐため、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、距離の確保に留意。
- 食事施設の従業員との接触をできるだけ少なくすることに留意（従業員からの料理説明を説明メモに変更するなど）。
- 人数が多い団体の場合は、昼食を弁当にするなどして、食事時の感染リスクを低減する。

⑥ 添乗員が付かない場合は、旅行サービス提供事業者と協力して旅程管理を行う。

⑦ 旅行参加者の健康管理、社員および添乗員等関係者の健康管理

- 出発前に旅行参加者の体調確認（体温、体調チェック）を行い、発熱や感染の疑いのある症状を呈している方には、旅行参加を遠慮していただく。
- 旅行中に体調不良となったお客様は、旅行から離脱し、他の参加者への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう事前に準備する。
- 体調不良となり離脱した旅行参加者が、旅行の出発地または自宅等に戻るために必要に応じた旅行サービスを手配できるように準備する。
- 旅行中、所要場所での手洗いうがいができるよう、適切な休憩場所等を選択する。
- 旅行中、旅行参加者には熱中症予防に配慮の上、マスクの着用を要請する。
- 旅行参加者が旅行帰省後2週間以内に新型コロナウイルス陽性と診断された場合には、旅行会社へ連絡いただくよう依頼する。
- 旅行会社は感染者発生時に備え、旅行参加者もしくは契約者の連絡先情報を2週間保存する。

● イベント・コンベンション

- イベント・コンベンション業界の安全対策に準拠すること。

第1版 2020年 5月14日
一部改訂 5月21日
第2版 7月1日

（備考）

本ガイドラインについての運用解説書及びQ&Aは、当協会の会員専用ホームページをご覧ください。



第30回常任理事会(令和2年5月26日)

第30回常任理事会 第192回理事会

第30回常任理事会

第30回常任理事会が、令和2年5月26日(火)14時より、全旅協本部会議室で開催された。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、リモートでの参加も呼びかけ、一部の常任理事はweb、電話を通じて会議に出席した。

議事に先立ち、駒井輝男副会長より開会挨拶がなされた。続いて、来賓の(株)全旅中間社長より挨拶がなされた。その後、常任委員会報告に移り、以下の活動報告がなされた。

議事に先立ち、駒井輝男副会長より開会挨拶がなされた。続いて、来賓の(株)全旅中間社長より挨拶がなされた。その後、常任委員会報告に移り、以下の活動報告がなされた。

「総務財務委員会」 5月18日

開催…①令和元年度事業報告案、②令和元年度収支予算案、③令和2年度協会会費の減額措置及び支部事業活動費の確保等

このほか、関東地方支部長連絡会の活動状況、「第15回国内観光活性化フォーラムinくまもと」の最終報告、令和2年度会員実態調査の実施、新型コロナウイルス感染症対策に関する当協会の取り組み、「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」の作成などについて

全議事の終了後に、近藤幸二副会長より閉会挨拶がなされ、閉会した。

報告された。

報告事項終了後、協議事項に入り、以下の審議が行われた。

1. 令和元年度事業報告(案)

令和元年度 事業報告(案)について提案され、協議の結果、原案どおり了承され、次回の理事会に提案することとした。

2. 令和元年度 収支決算(案)

令和元年度 収支決算(案)について提案され、協議の結果、原案どおり了承され、次回の理事会に提案することとした。

3. 令和2年度協会会費減額措置及び支部事業活動費の確保等(案)

令和2年度協会会費減額措置及び支部事業活動費の確保等について提案され、協議の結果、原案どおり了承され、次回の理事会に提案することとした。

4. 令和2年度(第56回)定時総会の運営(案)

令和2年度(第56回)定時総会の運営(案)について提案され、協議の結果、原案どおり了承され、次回の理事会に提案することとした。

5. 新規入会申込者(案)

新規入会申込者として、条件なし入会5支部9社、条件付き入会15支部23社の入会申込みについて提案され、協議の結果、原案どおり承認され、次回の理事会に報告することとした。

第192回理事会

全議事の終了後に、近藤幸二副会長より閉会挨拶がなされ、閉会した。

第192回理事会

第192回理事会が令和2年5月27日(水)10時より、銀座東武ホテルで開催された。前日に開催された第30回常任理事会と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からリモートでの参加も呼びかけ、一部の理事はweb、電話を通じて会議に出席した。

会議の冒頭、永野副会長より開会挨拶がなされた後、近藤副会長が議長となり議事が進行された。

議題として、令和元年度事業報告(案)、令和元年度

収支決算(案)、令和2年度協会会費減額措置及び支部事業活動費の確保等(案)、令和2年度(第56回)定時総会の運営(案)について審議され、協議の結果、全議事について原案どおり承認された。

審議終了後、報告事項に入り、常任委員会の活動状況、「第15回国内観光活性化フォーラムinくまもと」の最終報告、新規入会申込者、令和2年度会員実態調査の実施、新型コロナウイルス感染症対策に関する当協会の取り組み、「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」の作成などについて報告された。

全議事の終了後に、駒井副会長より閉会挨拶がなされ、閉会した。



第192回理事会(令和2年5月27日)



中間幹夫社長による挨拶

（株）全旅が第47期定時株主総会を開催

（株）全旅（中間幹夫社長）の第47期定時株主総会が、令和2年6月24日（水）午後、東京都中央区の本社会議室で開催された。

株主総会では、まず、クーポ旅行・全旅ペイメント・ITの各事業における第47期の事業概況及び決算内容の報告、監査報告がされた。その後、提出

議案に入り、第47期計算書類、剰余金の処分、定款の一部変更、退任取締役に対する退任慰労金贈呈について決議された。

同社の第47期の事業概況と報告は以下のとおり。

クーポン事業については、昨年度に正会員の保証料を廃止したのに伴い入会キャンペーン

を実施し、あわせて月次発券限度額の新基準を設ける等、会員数の拡大並びに取扱額の増加に努めた。

旅行事業では、昨年度より開始した神田外語学院産学連携事業を継続し、国際観光科の学生を対象に研修プログラムを実施するとともに、神田外語学院との連携強化を図り旅行関連ビジネス獲得による収益確保に努めた。また、昨年1月にスタートしたクーポン会員専用

サービス「Trip全旅」についても取扱い可能な航空会社、宿泊施設を充実させる等、会員の皆様の利便性の向上に努めた。

IT事業では、地旅商品紹介サイトをより広く一般消費者へ認知していただくために、SNSによる運用強化、また、物品販売サイト「全旅モール」の仕入商品開拓に努めた。

全旅ペイメント事業では、既に提供している「メール送信型全旅ペイメント」、「対面

型全旅ペイメント」に加え、決済端末が持ち運び可能な「全旅ペイメント×mPOS」をスタートさせたことが報告された。

なお、子会社（株）旅行ビジネスサポーターの保険代理店事業は、「海外企画旅行補償制度」並びに「サービス海外旅行補償制度」の申込方法をweb化し、会員の事業支援に努めていることが報告された。

令和2年度 国内旅行業務取扱管理者試験を9月6日に開催

当協会は、9月6日に全国9地域で開催する予定の令和2年度国内旅行業務取扱管理者試験について、6月16日付の官報で公示してから、7月6日までの期間で願書の受付を行った。

本年度の試験は、令和2年9月6日（日）に全国9地域（北海道、宮城県、埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県、沖縄県）で実施する予定。

なお、実施日程及び会場等については、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況等によっては変更となる場合があり、その際は速やかに当協会ホームページに掲載するとともに、受験票においてその旨を通知する。

令和2年度会員実態調査への協力依頼（指導調査広報委員会）

当協会では、会員の現況や事業展開などを協会の事業運営に反映させるため、本年度も会員実態調査を実施しております。平成28年度よりインターネットによる回答方式を導入し、多くの会員の皆さまにご利用いただいたことにより、回答率が大幅に上がりました。

業務ご多忙の折お手数をおかけしますが、当協会の活動の基本となる大切な調査でありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【令和2年度会員実態調査の回答方法】

7月31日（金）までに、下記1、2のいずれかの方法でご回答いただきますようお願い致します。

1. インターネットで回答する場合

当協会会員専用HPの回答ページ (<http://www.anta.or.jp/mmb/chosa20/>) よりご回答ください。

2. 書面で回答する場合

6月上旬発送の令和2年度定時総会資料に調査票及び返信用封筒（切手貼付不要）を同封しておりますので、ご回答のうえ、返信用封筒にてご返送ください。

（株）全旅の事務所移転のお知らせ

（株）全旅は、令和2年6月1日に本社事務所を移転いたしました。移転先の住所及び電話番号等は下記のとおりです。

【新住所】

〒104-0061 東京都中央区銀座8-13-1 銀座三井ビルディング2F

【新電話番号／新FAX番号】

代 表：03-6264-3132／03-6264-3134 旅行・営業部：03-6264-1399／03-6264-3499
 クーポン事業部：03-6264-7121／03-6264-7156 IT事業推進室：03-6264-7315／03-6264-3499
 与信・債権管理部：03-6264-1099／03-6264-7156

名古屋コーチン料理

河 良

名古屋コーチンの逸品と釜めしが名物の和食店「河良（かわよし）」。「御膳や定食、会席コースなど、幅広いメニューをご用意しています。また、団体で利用可能な大広間やプライベート空間の個室をご用意。用途や人数に合わせて、ゆっくりとお食事の時間をお楽しみいただけます。名古屋高速11号小牧線、豊山北インターすぐ近くに店を構え、大型バスを止められる広々とした駐車場も完備していますので、観光ツアーの合間のお食事にぜひご利用ください。

名古屋コーチン・釜めし料理 河良（かわよし） 詳しくはHPまで
お問い合わせ 0568-28-6006 河良

世界農業遺産・日本農業遺産をご存じですか ～将来に受け継がれるべき農林水産業システム～



農業遺産とは

農業遺産とは、伝統的で持続的な農林水産業を営む地域を認定し、次世代への継承を目指すもので、国連食糧農業機関(FAO)が認定する「世界農業遺産」と、農林水産大臣が認定する「日本農業遺産」の2つがあります。現在、「世界農業遺産」は22カ国61地域、我が国では11地域が認定されており、「日本農業遺産」は15地域が認定されています。

農業遺産の景観

厳しい自然環境の中で人々が農林水産業を営んできた知恵と工夫の結晶である農業遺産は、伝統的な農林漁法によって生まれた独自の景観が形成されています。四季折々の美しい景観は農業遺産の魅力の一つです。

世界農業遺産「和歌山県みなべ・田辺地域」は、400年前から梅とミツバチと薪炭林を組み合わせた伝統的な農林業により、高品質の梅、堅くて良質な「紀州備長炭」を生産してきた地域です。毎年、梅の花の開花時期には、山の斜面一面が白色に染まる絶景です!!



▲ 和歌山県みなべ・田辺地域 石神梅林(田辺市)

農業遺産の食

認定地域では、100年以上の歴史を持つ農林水産業と併せて、豊かな食文化が育まれてきました。このため、珍しい農法・漁法による特産物や、それらを使った郷土料理が豊富に存在しています。収量が少なく都市部へ流通されていない特産物も多く、その土地に行かないと味わえない希少な食体験

となっております。

世界農業遺産・日本農業遺産「宮城県大崎地域」では、水田における巧みな水管理システムを継承し、米、麦、大豆の3大穀物をはじめ多くの農産物を生産しています。また、もち料理は「ごっつおう(御馳走)」として、お祭りやお祝い事、おもてなしなどの行事食(ハレの日)等で親しまれ、現在も餅食文化が引き継がれています。

農業遺産の文化

認定地域では、五穀豊穡や漁の祈願など、地域の特色ある農林水産業を強く反映した伝統芸能や祭りが維持されています。世界農業遺産「宮城県高千穂郷・椎葉山地域」は、険しい山間地で農業と林業を複合的に行ってきた地域です。本地域では、日本神話や山間地の狩猟生活・農

林業と深く結びついた、多種多様な神楽がそれぞれの集落で傳承されています。

農業遺産地域に行ってみませんか

ぜひ、一度、お近くにある認定地域を訪問し、魅力に触れてみませんか。また、認定地域でも農泊に積極的に取り組んでいる地域があります。お泊まりの際は、ぜひ近隣にある農泊の宿泊施設をご利用ください。

農業遺産に関する御質問、御相談は、農林水産省鳥獣対策・農村環境課、もしくはそれぞれの認定地域の事務局までお問い合わせください。



宮城県大崎地域
大崎耕土の伝統食「もち料理」



宮城県高千穂郷・椎葉山地域
伝統文化「神楽」

☎ご質問、相談は随時受け付けています。

連絡先

農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課
TEL:03-6744-0250

農業遺産の認定地域概要については、農林水産省のWebサイトで紹介しています。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs_1.html

■農泊については、こちらで紹介しています。
農泊ポータルサイト <http://nohaku.net/>

☎各認定地域の連絡先

地域	連絡先	地域	連絡先
宮城県大崎地域	大崎市産業経済部世界農業遺産推進課 0229-23-2281	三重県鳥羽・志摩地域	三重県農林水産部水産資源管理課 059-224-2582
山形県最上川流域	山形県農林水産部園芸農業推進課 023-630-2458	三重県尾鷲市・紀北町	三重県農林水産部森林・林業経営課 059-224-2565
埼玉県武蔵野地域	三芳町役場観光産業課 049-258-0019	滋賀県農政水産部農政課	滋賀県農政水産部農政課 077-528-3825
山梨県峡東地域	甲州市農林振興課 0553-32-5092	兵庫県美方地域	香美町農林水産課 0796-36-0846
静岡県掛川周辺地域	静岡県経済産業部農業局お茶振興課 054-202-1488	和歌山県海南市下津地域	海南市産業振興課 073-482-4111
静岡県わさび栽培地域	静岡県経済産業部農業局農芸振興課 054-221-3299	和歌山県みなべ・田辺地域	みなべ町うめ課 0739-33-9310
新潟県佐渡市	佐渡市役所農業政策課 0259-63-5117	島根県奥出雲地域	奥出雲町農業振興課 0854-54-2513
新潟県中越地域	長岡市農水産政策課 0258-39-2223	徳島県にし阿波地域	つるぎ町産業経済課 0883-62-3111
石川県能登地域	石川県農林水産部里山振興課 076-225-1648	愛媛県南予地域	愛媛県農林水産部農政企画局農政課 089-912-2514
福井県三方五湖地域	福井県中山間農業・畜産課 0776-20-0446	熊本県北広域本部阿蘇地域振興局農業普及・振興課	熊本県北広域本部阿蘇地域振興局農業普及・振興課 0967-22-1115
岐阜県長良川上中流域	岐阜県農政部里川振興課 058-272-8455	大分県国東半島宇佐地域	大分県農林水産部農林水産企画課 097-506-3525
		宮城県高千穂郷・椎葉山地域	高千穂町財政課総合政策室 0982-73-1260



注:世界農業遺産にも認定されている宮城県大崎地域、静岡県わさび栽培地域及び徳島県にし阿波地域を除く。

日本農業遺産認定地域

世界農業遺産認定地域

(一社)静岡県旅行業協会

新型コロナウイルス禍におけるバス、宿泊施設の安全確認視察報告



(二社)静岡県旅行業協会は6月12日、13日に「しずおか元気旅」を販売するにあたり、伊豆地区の協定連盟会員様の施設が新型コロナウイルスの感染を防ぐ3密対策をはじめ、安全確保がどのように行われているのかを確認するために視察を行いました。

交通手段としては、静鉄観光バス(大型バス)を利用し、これからの貸切バス旅行と同じ形式で行動しました。

最初の出発時、乗車前にお客様への検温、手の消毒、マスクの着用の確認を行いました(両日共出発時に実行)。また、バ

スの座席もソーシャルディスタンスに倣って、2座席を1名で利用し、座る位置を決め一定の距離を保つとともに、バス内換気は一般道路では窓を開け、高速道路ではサービシアリア休憩の時、窓開けによる換気を行いました。ガイド業務は、ガイド着席案内、常時マスク着用、ごみ袋の配付はせず、静岡特のお茶のサービスも中止しました。

観光施設である「三島スカイウォーク」「下田海中水族館」では、入場券売場での文章による案内の掲示、距離を保つテープ等の表示が徹底されておりました。

下車後の案内、誘導は、携帯型小型スピーカーの利用、フェースシールド着用でした。視察した施設は、初日は「三島スカイウォーク」「伊東ホテル聚楽」「熱川プリンスホテル」「稲取東海ホテル湯苑」「いなとり荘」「石花海(宿泊)」の6施設、2日目は「徳造丸」「下田海中水族館」「小松観光センター(魚季亭)」「清流」の4施設で、2日間で計10施設を視察しました。

西伊豆町(堂ヶ島温泉)では、宿泊料金によつて異なりますが、「西伊豆町サンセットコイン」がもらえます。地元の取扱店で利用できるもので、あわせて利用するとお客様にとつてはお得な企画です。

各施設とも共通の感染防止対策は、バスと同様、到着時の検温、手の消毒、マスク着用の確認を行っておりました。なお、検温で37.5度以上のお客様

様に対しては、入館禁止、または別会場へ隔離し保健所及び病院への連絡等マニュアルに沿った対応の確立が出来ておりました。変更や取消による取消料については、いずれの施設も実際に経験したことのない事例のため、約款に沿って請求するか、その時の状況を考慮しながら判断するか、結論を導き出せず、今後の課題となりました。



ますので、安心してご送客をお願いいたします。各施設とも旅行会社からの送客を期待しております。

集合解散・入浴・食事等では時間の余裕を持ち、3密回避の徹底をはかり、旅行幹事様との

しっかりとした打合せをすれば団体旅行も可能であると確信しました。

これからは安全でお客様に安心して楽しんでいただける旅を「新しい旅」として作り上げていくことが重要です。

(一社)全国旅行業協会の団体保険制度のご案内

添乗員特約

お待たせしました! 添乗員やガイドの方々(派遣もOK)へスポット加入が可能となりました!

国内添乗員特約 (オプション)

- 旅行災害補償制度(国内)でお客様の保険加入する際に、プラスできます
- 添乗員・ガイドの人数と補償タイプ(3パターン)を選ぶだけ
- 補償内容と特約掛金の例
例) 添乗員特約T1000タイプ(B企画・A手配旅行用)
傷害死亡・後遺障害 1,000万円
入院日額 3,000円 通院日額 2,000円
1名あたり掛金 日帰り・1泊2日 543円



海外旅行補償制度

WEB契約エントリーシステムでご利用可能となりました!

海外企画旅行補償制度

- 特別補償責任(傷害死亡2500万円)への備えは必須です!
会員の皆様をしっかりと守ります



サービス海外旅行補償制度

- 保険つき海外旅行商品としてお客様にご提供しましょう
- 治療費、救済費の無制限補償は業界最高水準です!
- 加入者証は自社のプリンターで即印刷できるので、その場で旅行者に渡せます
- 添乗員も加入できます



一般社団法人 全国旅行業協会指定代理店

株式会社 旅行ビジネスサポート

TEL.03-6272-9704 FAX.03-6272-9714 http://tbstokyo.co.jp/

2019年10月1日から
全旅協の保険制度が変わりました!

より便利に
より使いやすく

24時間365日いつでも加入
掛金は翌月まとめて協会支部にお支払い



「民法・標準約款の改正と 取消料を巡るトラブル対応-2」



服部 豊

(株)JALバックにて海外添乗員・販売・研修・人事・CS推進・海外支店勤務等の業務に約30年従事。平成7年旅行業法・同約款大改正時には当時の運輸省観光部にて約半年間直接法改正実務に携わる。最近の旅行業約款個別認可申請制度や苦情処理セミナー等の研修にあたり、ANTA・JATA共催の研修会・説明会等でも説明者・講師を担当した。

新型コロナウイルスの世界中での感染拡大のため、依然として大半の国への海外旅行・インバウンド旅行が催行できず、また6月19日に県外への移動が解禁された国内旅行においても感染症拡大前の水準には到底達していない状況となっております。会員の皆様にとって、予期せぬ辛く苦しい時期に直面していることと存じます。この場を借りて、衷心よりお見舞い申し上げます。

今回は、前号に引き続き、標題の2回目として、実際にANTAに寄せられた事例を紹介し、これを2020年4月1日に施行された改正民法・改正標準旅行業約款と絡めてQ&A方式で説明いたします。

Q.1 2020年4月1日に施行された改正民法は、旅行者にはどのような影響がありますか？また、どのような対応が必要となりますか？

A.1

(1)ご承知のとおり、今般、120年ぶりに民法の大改正がなされました。旅行業務を行ううえで知っておくべき改正事項は以下の2つです。

①遠隔地間での契約成立のタイミングが、到達主義に統一(旧民法526条の削除)

従来では電子承諾通知(メールなど)以外の遠隔地間での契約成立時期は、貴社が契約承諾の意思表示を発信した時とされていましたが、改正民法によって意思表示が到達した時に変更されました(必要に応じて「ANTA NEWS 2020年 5・6月号」14頁をご参照ください)。

②貴社の旅行業約款に法的拘束力が発生(改正民法548条の2第1項)

従来の民法では「約款の定義」や、約款の法的拘束力について定められておりませんでした。改正民法によって約款とは「不特定多数の者を相手方とする取引で、契約の内容とすることを目的として準備された契約条項」である旨が定義づけられ、約款で定めた内容は法的にも効力がある旨が明文化されました。

(2)これらの変更に伴い貴社で留意しなくてはならない事項をそれぞれ説明します。

①遠隔地間での契約成立時期が、到達主義に統一
当該変更により、貴社の旅行業約款の変更が求められるとともに、貴社の旅行条件書の契約成立時期の項目を必要に応じて修正しなくてはなりません。

②貴社の旅行業約款に法的拘束力が発生
貴社の旅行業約款に、「当社が旅行者との間で締結する〇〇契約は、この約款の定めるところによります。」と記載(標準旅行業約款や旅行業協会がモデルを作成した個別認可約款を使用している場合は既に記載されています。)するとともに、契約締結前に交付する「旅行条件書」にも同様の趣旨を記載することをお勧めいたします。なお、この変更に関して発生しうる具体的な設問はQ2でご紹介いたします。

Q.2 (1)お客様は、急用が入ったことを理由に企画旅行を解除しました。そこで当社は、当社約款で定められた通りの額を「取消料」として請求しました。
(2)ところが、お客様は「貴社の約款は私との合意なく勝手に決めたのだから、貴社の約款そのものに法的拘束力はないはずだ。」と主張し、取消料の支払いに応じたくれません。
(3)当社の約款は、お客様との合意がなされていないため、法的拘束力はないのでしょうか？ また当社は、お客様に取消料を請求することはできないのでしょうか？

A.2

(1)いいえ。本例の場合、A1で説明したとおり、貴社の約款は法的拘束力を有し、取消料を請求できます。
(2)従来の民法では「約款の定義」や、約款の法的拘束力の有無について定められていなかったため、お客様の合意がなかったときの約款の効力・拘束力の有無について争いがあったことも事実ですが、今般の改正民法の施行により、約款に法的拘束力が生じることとなりました。
(3)したがって、本例においては、お客様の主張が誤っており、貴社の約款で定めた取消料を請求することは、法的にも約款的にも問題ないこととなります(募約款16条1項)。

Q.3 募集型企画旅行の目的地である福岡に大型台風が襲来する予報のため、予定していた航空便(羽田空港発)が欠航となり新幹線で福岡に移動することになりました。しかし、お客様は、新幹線移動では、楽しみにしていた空からの富士山撮影ができないという理由で、この旅行を旅行開始日の前日にキャンセルしました。この場合、お客様に取消料を請求することはできますか？

A.3

(1)いいえ。お客様に取消料は請求できません。
(2)なぜなら、航空機移動が新幹線移動に変わってしまったことは、「運送機関の種類(航空機→鉄道)又は運送機関の会社名(日本航空・全日本空輸等→JR東海等)の変更」がなされたこととなります。
(3)このような変更は、「重要な契約内容が変更したとき」に該当し、「重要な契約内容が変更されたとき」は、お客様は取消料を払うことなく、旅行契約を解除することができる旨、約款で定められています(募(受)約款16条2項1号ただし書き及び別表第2上欄(左欄)4号)。

「地旅」で出会う日本の笑顔 でかけよう 東海・北陸・信越！ 魅力的な日本へ！



— ANTAは送客支援を通じて東北・東日本の観光復興と日本各地の観光振興を応援します —

東北・東日本
観光復興支援キャンペーン
実施中

風評被害の払拭に取り組みます
正確な情報を提供します
東北・東日本への送客を支援します
東北地方への修学旅行の誘致に努めます
東北産食材の使用を働きかけます

全国47都道府県5600の旅行会社が加盟しています
一般社団法人 **全国旅行業協会**
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION



山形県・酒田市
東北のソウルフード「オランダせんべい」
オランダせんべいFACTORY

「オランダせんべい」は、山形県庄内産のうるち米を極薄に焼き上げた、元祖うす焼せんべいで、東北のソウルフードとして長い間、愛されています。その米文化を次の世代に伝えるため、本社最上川工場を一般公開。日本長い生産ラインを見学できるほか、お米とせんべいについての歴史や、お子さまにも楽しめるトリックワールドなどお楽しみが盛りだくさん。

〔営業時間〕 9時～16時 年中無休(臨時休業あり)
 〔料金〕 一般300円 中学生200円 小学生以下および65歳以上 無料 ※団体割引有り
 〔駐車場〕 普通車40台 大型バス10台
 ■交通のご案内・J.R酒田駅から車で10分 日本海東北自動車道 酒田ICから車で約5分
 ■住所 〒998-0832 山形県酒田市両羽町224
 TEL 0234(25)0017
 FAX 0234(24)5239
 WEB <http://www.sakabekka.co.jp>



お土産コーナー
 工場内
 オランダせんべい

東京観光はもちろん、バスツアーなら
はとバス

“安心”と“感動”を笑顔にのせて...

2階建てバス
 2階建てバスの屋根部分を切り取った【O Sola mio(オー・ソラ・ミオ)】が大好評運行中!! 車高3.8メートルから見る360度の景色は開放感があり、風や木々の色づきなど季節を肌で感じることができ、新しい東京がきっと見えてくる旅です!!

大好評運行中!!

英語 中国語 韓国語 スペイン語 タイ語
 フランス語 インドネシア語 ベトナム語

GPS 8ヶ国語自動ガイドシステム
"TOMODACHI"

【オー・ソラ・ミオ】にはGPSによりバスの走行に合わせたリアルタイムな音声ガイド【TOMODACHI】で海外のお客さまにも東京観光をお楽しみいただけます。

TEL.03-3761-1100
 団体でのご利用は TEL.03-5777-0695
<https://www.hatobus.co.jp/> 株式会社はとバス

東京都知事登録旅行業第2-2379号
 〒143-8512 東京都大田区平和島5-4-1

大阪府・大阪市
行楽弁当からこだわりの京風弁当「おばんさい」まで
手作り料理 れんが亭

仕出し弁当をはじめお花見などの行楽弁当、会議用のお弁当、運動会、などスポーツ祭の行事用のお弁当、法事、法要など慶弔用の会席のお弁当も賜ります。また、当店のこだわり弁当として四季折々の旬の食材を使った女性に人気の京風弁当「おばんさい」シリーズも好評です。

「お弁当の種類」 行楽用弁当(4種)、おばんさい(5種)、日替わり幕の内(7種)、イベント・会議・会席弁当(5種)、ロケ弁当(3種)、会席弁当(5種)、れんが亭オリジナル弁当(4種)、洋風オーダーフルも承ります。※季節により内容等が変更の場合もございますのでお問合せください。

■営業時間 8時～16時 ■定休日 年中無休
 ■住所 〒556-1002 大阪府大阪市浪速区桜川3-15-16
 フリーダイヤル 0120(377)666
 TEL 06(6)561-7766
 FAX 06(6)561-7766
 WEB <http://www.renga-ten.jp/>

おばんさい金器御飯 2,000円
 おばんさい山科 1,260円
 松花堂幕の内 840円

兵庫県・神戸市
神戸牛を扱って百三十二年!
神戸ステーキレストラン モーリア三宮店

全席鉄板を目の前にしたお席で、最高のステーキをシェフが丁寧に焼き上げます。神戸牛を筆頭に神戸牛の素牛である但馬牛の血統を強くひくモーリア厳選牛もおすすめてです。三宮店の階下にロイヤルモーリア、徒歩で30秒の所に本店がございます。

「お料理」コース料理(税別)
 ランチコース 4,500円～18,600円
 ディナーコース 5,900円～19,200円

「施設内容」 座席40席
 「営業時間」 ランチ 11時～15時
 ディナー 15時～22時(21時LO)
 ■交通のご案内・J.R三宮駅より徒歩3分
 阪急神戸三宮駅西口より徒歩1分
 阪神高速神戸線京橋ICよりお車で約8分
 ■住所 〒650-0002 兵庫県神戸市中央区北長狭通1丁目9-9 第一岸ビル3F
 TEL 078(321)1990
 FAX 078(321)1995
 WEB <http://www.mouriya.co.jp>

モーリア厳選ステーキ
 最大40名様までご利用可
 菊の紋章が神戸牛の証

前頁より

Q.4 募集(受注)型企画旅行で、入場予定だった「美術館」が、新型コロナウイルスの感染予防のため入場できなくなりました。このため当社は、やむを得ず「日本庭園の散策」を代替手配しました。しかし、お客様は、入場を予定していた美術館の彫刻が見られないという理由で、旅行開始日の2日前にキャンセルしました。この場合、お客様に取消料を請求することはできますか。

A.4

(1)いいえ。お客様に取消料は請求できません。
 (2)なぜなら、「入場する観光施設(美術館→庭園)の変更」がなされたことは、「重要な契約内容が変更したとき」に該当し、約款では、「重要な契約内容が変更されたとき」は、お客様は取消料を払うことなく、旅行契約を解除することができるからです(募(受)約款16条2項1号ただし書き及び別表第2上欄(左欄)4号)。

Q.5 「重要な契約内容が変更したとき」に、お客様が旅行をキャンセルしても旅行会社は「取消料」を収受できないことは分かりました。それでは、この「重要な契約内容の変更」とは、A.3-(2)やA.4-(2)で示した例を含めて、どのような変更がありますか。

A.5

(1)「重要な契約内容の変更」は、募(受)約款別表第2上欄(左欄)1号から8号(以下の表の①～⑧を参照)及びその他の重要な変更があります(募(受)16条2項1号ただし書き)。

- ① 旅行開始日又は旅行終了日
- ② 入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の目的地
- ③ 運送機関の等級又は設備のより低いもの
- ④ 運送機関の種類又は会社名
- ⑤ 日本発着便の出発又は到着の空港名
- ⑥ 日本発着の国際線の直行便が乗継便又は経由便に
- ⑦ 宿泊機関の種類又は名称
- ⑧ 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の条件
- ⑨ 上記①から⑧の変更に類するその他の重要なもの

(2)したがって、コロナウイルス感染予防のために、ツインルーム利用の2人のお客様が、2つのシングルルームに変わってしまった場合、当該お客様は、取消料を払うことなくキャンセルできることとなります。

Q.6 上記表の⑨とはどんなものが考えられますか? 列車や航空便の遅延が発生した場合は、「その他の重要なもの(変更)」に該当しますか。

A.6

(1)遅延の程度によるものと考えます。
 (2)文字通り解釈すれば、「単なる遅延」は、「重要な契約内容の変更」には該当しないものと考えますが、この遅延によって、上

記表の①から⑧の変更が予期できる遅延などは、「その他の重要なもの(変更)」に該当するものと考えます。
 (3)例えば、この遅延によって、予定していた「Aレストラン」で食事がとれなかったり、この遅延によって、旅程に記載された「美術館」の入場可能時間に間に合わなかったりすることが予想できる遅延は、「その他の重要なもの(変更)」に該当するものと考えます。
 (4)このように「重要な契約内容の変更」に当たるかどうかは個別のケースごとに判断する必要があります。

Q.7 お客様とは、「手配旅行契約」を結んで羽田→沖縄までのA航空会社便の航空券の手配を行いました(航空券代30,000円と手配料金3,000円を収受済)。ところが、お客様は、出発当日に空港で、悪天候で搭乗予定便の出発は翌日になったことの説明を受け、手配旅行契約を解除したい旨、旅行会社に連絡がありました。

なお、お客様は、旅行会社に対し、前記A-5の表の①に記載がある重要な契約内容の変更が発生したのだから、旅行会社に対する取消料は発生しないので、旅行会社に支払った全額33,000円の返金を求めています。

旅行会社はやはり、33,000円全額を返金しなければなりません。なお、A航空会社からは、「航空券取消手数料」として、15,000円かかると言われました。

また、当社は「取消手数料」はお客様1人につき1件2,000円である旨、旅行業務取扱料金表に記載しています。

A.7

(1)いいえ。お客様への返金額は、「お客様のお支払総額」から「航空券取消手数料」と「旅行者が収受する手数料(手配料金及び取消手数料)」を差引いた金額となります。今回の例では以下の計算式のとおり、13,000円が返金額となります。

〈お客様への返金額の求め方〉

お客様支払総額	航空券取消手数料	手配料金	取消手数料	返金額
(30,000+3,000)	- 15,000	- 3,000	- 2,000	=13,000

(2)お客様と貴社とが、企画旅行契約を結んでいたとしたら、旅行開始日が翌日に変更になってしまったことは、「重要な契約内容の変更」に該当し、お客様は、取消料の支払いなくして企画旅行契約の解除が可能です。

(3)しかし、今回のような手配旅行契約の場合、約款には旅行会社に対する「取消料」の定めはありませんので、お客様が手配旅行契約を解除する際、旅行会社への「取消料」の支払いは不要で、旅行業務取扱料金表に記載の「取消手数料」を支払う必要があります。

(4)したがって、お客様は、旅行会社に対しては「取消手数料(本例の場合は、2,000円)を、また、A航空会社に対しては、A航空会社が定めた取消料(違約料・取消手数料等 本例の場合は、15,000円)を支払わなければなりません。

(5)なお、旅行会社が手配旅行契約を成立したときにいただいた「手配料金」は、返金する必要はありません(以上、手約款13条2項)。

第60回
COLUMN 添乗からのメッセージ



庄司 正昭
(しょうじ まさあき)

国土館大学 21世紀アジア学部教員。旅行業者・添乗員派遣会社等に勤務。添乗回数は海外国内を合わせ450回を超える。

世界遺産に一番近い県・沖縄

—あらためて知る沖縄本島の魅力—

2020年6、7月に中国福建省で予定されていた世界遺産委員会は、新型コロナウイルスの影響で延期となりましたが、沖縄は次回の世界遺産委員会で「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として世界遺産に登録される可能性があります(奄美大島、徳之島は鹿児島県)。

今回はそんな沖縄の本島の主な観光地をあらためてめぐってみたい。
※沖縄県へ訪問する際は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために十分な注意を図ってください。

1. 沖縄本島北部・やんばる地方

漢字で「山原」と書いて「やんばる」と読みますが、もともとは「山々が連なり、森が広がる地域」という意味で、通常は沖縄北部一帯を示します。



ヤンバルクイナ

国内最大級の亜熱帯照葉樹林が広がる、このやんばる地方は、ヤンバルクイナやリュウキュウヤマガメ、リュウキュウイノシシなど多くの固有種(特定地域にしかない種)の宝庫でもあります。

これは琉球列島が大陸と分離、結合を繰り返し、大陸に住んでいた生き物たちが島の成り立ちと共に隔離され、独自に進化したためです。

①大石林山

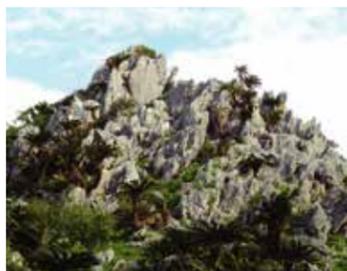
やんばる地方は、2016年に国立公園に指定されていますが、その代表的風景に大石林山(だいせきりんざん)があります。

大石林山は2億5千万年前に海中で形成された石灰岩が、地殻変動により地表に現れ、雨風に侵食されてきたと言われ、奇岩が林立する風景として有名になりました。大石林山の観光客用杖
この大石林山観光には脚力が必要ですが、不安な方には入口で杖を貸してくれます。

観光コースは大別すると「やんばる森林コース(1000m、約30分)」と「奇岩・美ら海パノラマコース(1200m、約60分)」に分かれます。



大石林山の鳥帽子岩



大石林山の悟空岩

「奇岩・美ら海パノラマコース」では2億5千万年前の石灰岩層が隆起してできた世界最北端の熱帯カルスト地形を体感できます。「奇岩・美ら海パノラマコース」は「やんばる森林コース」に比べ道が舗装され歩きやすいので、年配のお客様でも可能です。(ショートカットコースを行けば約15分でスタート地点に戻れます)「鳥帽子岩」「悟空岩」「巨人のこしかけ」などユニークな奇岩を見ながら頂上に行くと、海を見渡す大パノラマが楽しめます。

②辺戸岬

沖縄本島最北端の岬で、天気の良い日にはサンゴ質の断崖絶壁から与論島(よろんじま = 鹿児島県)を一望することができます。岬の中心には、1972年沖縄が日本に返還された時に建立された「日本祖国復帰闘争碑」があります。



辺戸岬



辺戸岬の日本祖国復帰闘争碑

バスのドライバーさんは、「ほんとうに辺戸岬はお客様が減った。昔はパーキングがいっぱいだったのになあ…みんな那覇から入り、本部(もとぶ = 半島)でリターンしてしまうんだよなあ」と少し寂しそうでした。世界遺産に登録されれば、また多くの観光客が訪れることが期待されます。

2. 沖縄本島ほぼ中部・本部半島(もとぶはんとう)

①沖縄美ら海水族館

本部半島の「海洋博公園」内にある「沖縄美ら海水族館」は世界最大級の水族館で、お客様が楽しみにしているのは、なんといっても「ジンベエザメのエサやり」。

横になって泳ぐジン



沖縄美ら海水族館

次頁へ

旅で応援



がんばろう! 日本

がんばれ熊本
がんばれ大分
でかけよう九州!



©2010 kumamoto pref.kumamon

— ANTAは送客支援を通じて熊本・大分・九州の観光復興を応援します —



湯の鶴温泉

百華百彩

上天草

阿蘇くじゅう国立公園

白池地獄

由布岳



全国47都道府県5600の旅行会社が加盟しています
一般社団法人 **全国旅行業協会**
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

後援



観光庁
Japan Tourism Agency

主要旅行業者の旅行取扱状況速報 (令和2年2・3月分)

■令和2年2月分

新型コロナウイルスの感染拡大による旅行の延期や中止の影響等により、総取扱額は海外旅行、外国人旅行、国内旅行各部門で前年同月と比べ減少した。

【日本人 海外旅行】

総取扱額は対前年同月比76.1%となった。

【日本人 国内旅行】

総取扱額は対前年同月比85.4%となった。

【訪日 外国人旅行】

総取扱額は対前年同月比64.3%となった。

■令和2年3月分

新型コロナウイルスの感染拡大による旅行の延期や中止の影響等により、総取扱額は海外旅行、外国人旅行、国内旅行各部門で前年同月と比べ大幅に減少した。

【日本人 海外旅行】

総取扱額は対前年同月比15.3%となった。

【日本人 国内旅行】

総取扱額は対前年同月比36.3%となった。

【訪日 外国人旅行】

総取扱額は対前年同月比28.6%となった。

【観光庁による主要旅行業者への聞き取り調査】

羽田空港からの観光・送迎 貸し切りバスをお探しなら



車庫から羽田空港まで**5分**

関自旅1第158号

羽田空港交通株式会社



■JGALA2016

新賃貸制度にも合理的に適用でき、安心して貸切バスをご利用できます。

大型バス60人乗り、大型バス53人乗りサロン、大型バストイレ付サロン、マイクロバススーパーロング用途によってお選びいただけます。



■マイクロ573

■マイクロ432

■企業送迎・学校送迎など定期送迎もお任せください。安全運行・確実な送迎で承ります。

お申込みは 羽田空港交通株式会社

TEL 03-6423-8519 FAX 03-6369-3436

本社：東京都大田区東糀谷3-15-5 車庫：東京都大田区羽田旭町10-1

●東京事業所：東京都江戸川区南葛西6-20-13-102
●神奈川事業所：神奈川県川崎市川崎区東扇島90
●千葉事業所：千葉県木更津市本郷1-11-23
【ホームページアドレス】<http://haneda-bus.com/>
【メールアドレス】info@haneda-bus.com

前頁より

ベエザメが、この時だけはタテになり、海面に投げられたエサを海水と一緒に一挙に飲み込み、エサは体内に残し海水のみを体外に出す姿が見られます。この迫力満点のシーンは1Fから見るのがおすすめ。2Fからだすとすりがあり、視界を遮ってしまいます。

②勝連城跡(かつれんじょうあと)

有力な按司(あじ = 豪族、地方の権力者)であった阿麻和利(あわまり)が住んでいた城で、沖縄最古のグスクという説もあります。城壁は有名ですが、「玉ノミウチ御嶽」も必見。

これは按司の守り神を祀った拝所で、勝連を守る霊石(= 神が一番最初に降り立った所といわれる)も残っています。

城壁はゆっくり登っても15分くらいで登れますが、雨の日は特に滑りやすいので注意が必要です。登らない方は城の入り口にあるお土産屋さんにて頂くのも一つの方法です。



勝連城跡

勝連城跡の玉ノミウチ御嶽

③果報バンタ(ぬちまーす観光製塩ファクトリー)

うるま市宮城島の先端にある話題のパワースポットです。果報(= 幸福)+バンタ(= 崖)で「幸せの岬」という意味の景勝地。目の前には琉球エーゲ海と称される美しい海が広がります。



果報バンタ

併設の「ぬちまーす(命の島)観光製塩ファクトリー」ではグループごとに無料工場案内が受けられます(所要時間 約10分)。

3. 沖縄本島南部

①那覇市内(斎場御嶽、首里城公園)

1) 斎場御嶽(せーふあうたき)

琉球開闢(かいびやく)伝説にもあらわれる、琉球王国最大の聖地で、琉球国王の聖地巡拝の行事を今に伝える「東御廻り(あがりうまーい)」の参拝地でもあります。

なかでも三角形の空間の突き当り部分は三庫理(サンクーイ)と呼ばれ、神秘的な光を見ることが出来る時もあります。



斎場御嶽

2) 首里城公園

・守礼門

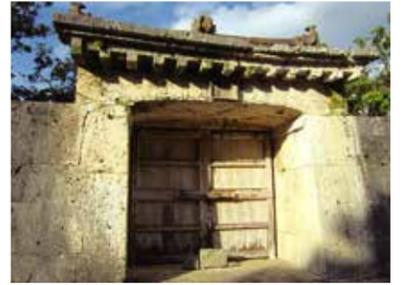
尚清王(しょうせいおう)時代(1527~1555)に建立され、「守礼」とは「礼節を重んずる」の意味です。



守礼門

・園比屋武御嶽石門(そのひゃんうたきいしもん)

国王が城外に出る時に道中の安泰をこの石門前で祈願したもので、1519年に築かれました。



園比屋武御嶽石門

・首里城跡

約500年にわたり琉球国王の居城でしたが、2019年10月の火災で正殿など主要6棟が全焼しました。もともと世界遺産として登録されて



焼失前の首里城・正殿

いたのは、建物ではなく、地下の部分と城壁の一部だったため、今回の火災後もそのまま世界遺産として登録されています。

3) 糸満市、ひめゆりの塔

「糸満はアメリカと戦った沖縄戦の最後の最大の激戦地です」とはガイドさんの話です。

1945年3月、米軍は慶良間列島に進攻、4月には沖縄本島西海岸に上陸したため、「最後の最大の激戦地」とも言われるそうです。

糸満観光では、どうしても戦争と関係するものが多いですが、「ひめゆりの塔」は沖縄戦で亡くなった教師・生徒のための慰霊碑。塔という名がついていますが、それほど高くないのは、戦後の物資不足の時代にアメリカ軍の統治下に建立されたからと言われます。



ひめゆりの塔

「ひめゆりの塔」の奥にある「ひめゆり平和記念資料館」も、ぜひ訪れたい場所です。

沖縄には村を守る神、台所を守る神、沖縄を作った神...など様々な神様が存在します。

また、これらの神様が祀られている「御嶽(うたき = 祈る場所、聖地)」も数多く存在しています。沖縄独特の祈りの文化を知るために、聖地では、できれば現地のスポットガイド(案内人)さんに説明して頂くと、より深く沖縄を知ることができるでしょう。

また、拝んでいる方に声をかけたり、写真を撮ったりすることは、大変なマナー違反になりますので、さりげなくお客様に伝え、聖地は祈りの場所であることを忘れないようにしたいものです。

◆関係者・宿泊交通等手配担当

- 〔本社での対応〕
- ・保険会社と保険適用について打ち合わせを行う
- ・死亡者家族等から遺体搬送や医療搬送の依頼を受けたとき、安全サポートに連絡し、搬送手配手続きを行う

◆マスコミ担当

- ・第1回記者会見を開催し、その後、定期的に記者会見を開催する。記者会見では、司会者を務める

対応要員にとって、対応量、内容ともに最も負担が重くなるのが事故発生直後です。被災者数が増えればより要員も必要になり、各対応要員の精神的な負担も大きくなります。平時に最悪のシナリオを想定した要員計画を立てて、冒頭に記載した机上訓練を実施することが初動対応をうまく乗り切るために非常に重要になります。

今回は会員代表の初動対応をより具体的にご理解頂くために、机上訓練用のシナリオ例に基づく会員代表を中心とした対応についてご案内させていただきます。

なお、本稿の説明には一部省略箇所があるため、詳細ご確認を希望される会員は弊社にご連絡ください。「国内重大事故 初動対応手順」をご提供します。

安全サポート株式会社では、平成31年4月1日より国内及び海外の国内外のニュースから弊社がピックアップした安全管理に関する情報を配信中です。日頃の会員の皆さまの危機管理の一助になれば幸いです。皆さまの配信登録をお待ちしております。

登録はこちらにアクセス！

<http://ur0.link/Wufo>

※申込みサイトで国内・海外の配信選択ができます

- ◆ 配信メール種類
- a. SSI ANTA 国内安全情報
- b. SSI ANTA 海外安全情報

本件に関する問合せ先：安全サポート（株） TEL：03-3593-5605

重大事故発生時の旅行会社の初動対応（中編-4）

安全サポート(株) (SSI)

2005年設立の日本生まれの危機管理コンサルティング会社。「日本人の気持ちに寄り添う危機管理」を目指しています。有事の際には、当社ERT(緊急対応チーム)が会員の皆さんに事故対応コンサルティングを提供します。



今回は、重大事故発生時の初動対応について時系列で説明しましたが、今回は引き続き、事故発生第一報入電から3時間を経過した後の対応事項について説明します。

繰り返しのようになりますが、各対応要員が自分の役割を理解して対応に臨むこと、会員は年2回程度、重大事故の発生を想定した自社内の机上訓練を実施することが円滑な初動対応の基本になりますので、是非とも机上訓練を実施してみてください。

重大事故の第一報入電から3時間～12時間の対応

◆会員の代表

- ・本社または現地で行う第1回の記者会見の準備を行う〔現地での対応〕
- ・旅行添乗員から事故状況・原因、旅行者被害状況、被害者の収容先を聴取する
- ・事故現場を訪問し、状況を確認する
- ・警察を訪問し、被害状況、及び被害者収容先情報を収集する
- ・収容先のわかった被害者を訪問し、対応状況を説明、また要望を確認し、本社等の担当に対応を指示する。
- ・現地対策本部において、現地入りした家族に事故状況・原因、旅行者被害状況、対応方針を説明、また要望を確認し、本社担当に対応を指示する
- ・現場での記者からの取材へ応答する

◆ご家族・情報収集担当

- 〔本社での対応〕
- ・会社代表が現地で収集した情報を整理しながら、家族説明書のアップデート、共有を継続する
- ・家族への電話、及び家族からの入電応答を継続する
- ・会社代表を通じて被害者・家族からの要望への対応指示を受けたとき、対応実施の上、結果を会社代表へ報告する
- 〔現地入りする場合の対応〕
- ・現地入りする家族が増え、会社代表のみによる対応が困難な場合、現地へ出発する

◆関係者・宿泊交通等手配担当

- 〔本社での対応〕

- ・監督官庁、全旅協支部、旅行者所属団体に事故状況・原因、被害状況、対応状況を定期的に報告する

◆マスコミ担当

- ・第1回記者会見開催に向けての準備を行う
- ・記者会見場に設置するマイク、ビデオカメラ、IC録音機を準備する

重大事故第一報入電から12時間以降の対応

◆会員の代表

- ・本社または現地で第1回の記者会見を開催し、その後、定期的に記者会見を開催する
- 〔現地での対応〕
- ・負傷者や家族を訪問し、対応状況説明と要望聴取、また本社の担当への対応指示を継続する
- ・事故現場訪問、警察訪問、被害者・家族対応が一巡した時点で本社へ戻り、本社で対応指揮を執る

◆ご家族・情報収集担当

- 〔本社での対応〕
- ・家族説明書のアップデートと共有、家族との電話応答、会社代表・現地家族担当からの対応指示実施や結果の会社代表等への報告を継続する
- 〔現地入りする場合の対応〕
- ・現地入りした家族の誘導業務、負傷者や家族への対応状況説明と要望聴取、本社担当への対応指示を継続する
- ・死傷者の搬送が完了し、家族が現地を離れ、現地で治療を受ける負傷者の症状固定が確認できた時点で本社へ戻る

外観

熊本県・黒川温泉

湯峡の響き 優彩

筑後川の源流沿いに建つ和風旅館。四季折々に変化する大自然の中でどこにもないどっつきりの湯絵巻をお楽しみ下さい。

「お部屋」和室が中心ですが和洋室、露天風呂付特別室の他、超人気の別館「灯小路」につき、本館「灯小路」がオープンいたしました。

- チェックイン/15時 チェックアウト/10時
- 和洋2/和洋21/その他2
- 「お料理」山の素材中心の和食の創作会席。
- 「食事処」夕・朝食/部屋または食事処
- 「その他特色」黒川温泉の趣向をこらした露天風呂めぐり入湯手形が好評です。

渓流の湯

灯小路へのアプローチ

本館和室

「竹林の湯」大浴場

■料金 1泊2食、サ、税込(大人1名)

	平日・休日	休前日
1室2名	16,950円	17,950円
1室4名	16,950円	17,950円
1室3名	16,950円	17,950円
1室2名	19,050円	20,050円

※小学生は大人料金50%、
※[特]12/31~1/3
※1室利用人数2名~5名

■交通のご案内 大分自動車道日田ICより50km
豊肥線 阿蘇駅よりバスで50分
住所 熊本県阿蘇郡南小国町満願寺北黒川6554
TEL 0967(44)0111
FAX 0967(44)0115
WEB <http://www.yusai.com/>

34

令和2年4月・5月 正会員退会者

令和2年4月・5月 正会員入会者

令和2年4月分

登録番号	名称	代表者	登録番号	名称	代表者
北海道 2-291	(株)ウイング	阿部 亘	東京都 3-7518	ブルーウイングツアーズ	青木 華恵
北海道 2-320	(株)ヤヨイメデコ	柿嶋伊津子	山梨県 3-49	富士吉田旅行	田中 満
北海道 2-331	(株)北一商産	森 俊郎	山梨県 地-322	(株)ヴァンサン・甲州	羽岡 則夫
北海道 2-595	深川観光バス(株)	浅井 敬司	新潟県 3-288	(有)勝雲堂	小林 勝
北海道 3-745	(一社)ノード	廣瀬 正明	新潟県 2-370	湯沢温泉旅館商業協同組合	綿貫 靖夫
青森県 2-32	若桜観光(株)	野田 一夫	新潟県 3-372	(株)旅バスケット	山井佐恵子
青森県 2-112	(有)エムディーアイトラベルプラザ	出町 眞	新潟県 3-401	(株)北村製作所	小川 雅博
青森県 3-146	(同)西谷	西谷 雷佐	新潟県 2-418	北陸建材(株)	村田 茂
宮城県 2-175	生活協同組合連合会 大学生協同組合 東北事業連合	佐藤 和之	富山県 3-133	うめ鉢旅行会	菅原 晃一
福島県 3-223	(株)あさかの旅工房	石本 寛	富山県 2-151	(株)パールトラベル	松山 鍾浩
福島県 3-266	カノウ観光旅行社	鹿野 文雄	石川県 3-86	(有)相互旅行社	竹中 良裕
福島県 3-296	みちのく観光社	岡田 敦子	石川県 3-281	(株)カンポトラベル	堂井 重昭
福島県 2-328	いわき旅行社	佐藤 庄一	岐阜県 3-117	(株)恵那旅行	梅村 政美
福島県 3-340	(株)SNAP倶楽部	山口 文价	岐阜県 2-342	(同)タニヤポーン	川瀬 淳一
茨城県 2-365	(有)大観ツーリスト	大久保栄子	静岡県 3-612	星揚(株)	村松 揚揚
茨城県 3-446	J-ストラベラーズ	安藤 和彦	愛知県 3-498	東亜ツーリスト(株)	板頭 勝三
茨城県 3-467	(有)ジェイケイツーリスト	蛭田 公之	愛知県 3-855	(有)旅工房	寺西世津子
栃木県 2-358	(株)ウィンズワールド	根本 佳英	三重県 2-148	(株)日本レジャーサービスインターナショナル	坂口 静夫
栃木県 3-613	ファミリートラベル	小山内 武	三重県 3-162	(株)トラベルグラニー	長井 剛
栃木県 3-650	(株)ファーストリップ	宮田 和彦	三重県 3-185	ハートトラベル	田島 成好
栃木県 3-688	(株)エル交通	佐藤 章貞	滋賀県 2-242	(一社)北びわこふるさと観光公社	岸本 一郎
群馬県 3-137	上信越観光案内所	田村 守	京都府 3-626	京丹観光バス(株)	中村 秀雄
群馬県 3-215	(有)旅行企画社	塚本 茂二	大阪府 3-1607	(株)ワイワイトラベル	吉岡 紘一
群馬県 3-474	(株)アニバーサリープレゼント	宮田 顕	大阪府 3-1640	トラベルタウン大阪	坂口 郁夫
埼玉県 2-121	中央相互観光(株)	安藤 強男	兵庫県 3-604	(株)HKコーポレーション	坂本 三郎
埼玉県 3-811	望月観光	望月 千波	兵庫県 3-706	FILLER	筒泉 紋子
千葉県 3-837	(株)祥和国際	任 祥玲	奈良県 2-104	サンデントラベル	山田 和男
千葉県 2-923	(株)市進ホールディングス	下屋 俊裕	広島県 2-289	(株)愛トラベル	南波 好紀
千葉県 2-927	いすみ観光(株)	岩瀬 幸一	広島県 3-312	(有)クエストセブン	藤井 肇
東京都 3-4425	(株)ワコーインターナショナル	瀨谷 治	山口県 2-120	(有)トラベルプラザワールド	水間 實
東京都 2-4926	(株)イーバカンス	深井眞佐美	徳島県 3-125	バスサービス徳島	沖野 勝
東京都 2-5187	秋川農業協同組合	坂本 勇	愛媛県 2-65	(株)日の丸旅行社	竹田 春夫
東京都 3-5842	ヒューマンジェルス(株)	山田 陽介	高知県 3-122	(株)新県交ハイヤー	中澤 光則
東京都 3-6830	ヨハントラベル(株)	趙 光鐵	福岡県 3-169	日本旅行企画(株)	黒川理一郎
東京都 3-7037	(株)KUSABI	井上 裕史	大分県 3-85	(株)日田ツーリスト	廣田 朝成
東京都 3-7141	Lu's time(株)	蔣 元田	宮崎県 2-40	(有)日邦トラベルサービス	中村 智子
東京都 3-7151	(株)京城旅行社	徐 苗	観光庁 1-2108	神姫観光バス(株)	福井 秀人

令和2年5月分

登録番号	名称	代表者	登録番号	名称	代表者
宮城県 2-178	(株)宮城県旅行業協会	森 庄一	兵庫県 3-664	小林電工(株)	小林 義昭
埼玉県 3-975	(有)川越旭トラベル	小川 悦男	岡山県 3-271	北部ツーリスト	島村 幸雄
埼玉県 2-1151	(株)NSIプランニング	杉田 憲康	広島県 地-420	(株)みらいのおと	秋山 英輝
長野県 2-588	木下水引(株)	木下 茂	長崎県 3-192	(株)トレースエンタープライズ	市川 伸二
福井県 3-84	(株)新日本ツーリスト	王 敏	鹿児島県 3-211	名城回漕運輸(株)	名城 孝乃
福井県 3-188	(株)エムトリップコーポレーション	宇野 雅博	沖縄県 3-414	(一社)うるま市観光物産協会	石川 裕憲
静岡県 3-479	(有)イン・ヴィア	稲葉佳須美			

令和2年4月分

登録日 入会日	登録番号	名称	代表者
R02.04.02	北海道 3-796	(株)電通北海道	井上 幸三
R02.04.02	北海道 3-798	展望国際旅行(株)	王 芳
R02.04.09	北海道 3-801	北海道ツアーサポート(株)	箱崎 岩男
R02.04.13	青森県 2-161	(株)尻屋観光	菊池憲太郎
R02.04.16	山形県 2-295	おもてなし山形(株)	斉藤 周志
R02.04.21	茨城県 地-3	大曾根タクシー(株)	塚本 育子
R02.04.01	群馬県 3-522	OZEさくらトラベル(株)	萩原 一隆
R02.04.01	千葉県 3-1031	(株)旅企画	石岡 桜子
R02.03.31	東京都 3-7950	JHSサービス(株)	長谷川 誠
R02.04.01	東京都 3-7959	TWO GO(株)	岩谷 佳純
R02.04.02	東京都 地-7962	(株)はなほしガーデンス	杉田 浩子
R02.04.09	東京都 3-7963	新美商事(株)	小笠原龍一
R02.04.09	東京都 3-7968	アジア・トリップ(株)	樋口 克己
R02.04.14	東京都 2-7970	アルモツーズリズム(株)	小原 和浩
R02.04.09	東京都 3-7971	(株)カレハス	中島 信之
R02.04.15	東京都 3-7972	(株)アイシークルーズ	加部 真也
R02.04.09	東京都 地-7975	(株)グッドライフ多摩	石原 靖之
R02.04.16	東京都 3-7981	(株)イーコネクト	金城 大哲
R02.04.23	東京都 3-7983	(株)ACEエンタープライズ	藤野 仁志
R02.04.23	神奈川県 2-1166	(株)のあたび	美澤 儀次
R02.04.24	新潟県 2-432	(株)プロジェクトティー・エフ・ジー	布施 朋也
R02.04.17	新潟県 2-433	(一社)越後湯沢温泉観光協会	富井 松一
R02.04.20	富山県 地-6	(一社)立山町観光協会	舟橋 貴之
R02.03.30	福井県 2-243	とまと旅行(株)	松本 富男
R02.04.02	福井県 3-244	(同)夢の旅行屋	米津 歩
R02.04.14	静岡県 3-686	東亜ツーリスト	松本 泰子
R02.04.15	静岡県 3-687	(株)LTP	宇都木雅憲
R02.04.03	静岡県 2-688	(一社)美しい伊豆創造センター	豊岡 武士
R02.04.06	静岡県 2-689	Hike Hakone Hachiri(同)	エバレット美奈子
R02.03.23	静岡県 2-690	富士山静岡空港(株)	西村 等
R02.04.01	京都府 3-804	丹後橋立交通(株)(京丹観光)	中村 秀雄
R02.03.23	大阪府 3-3046	アビエーションインターナショナルジャパン(株)	清野 暁
R02.04.01	大阪府 3-3048	(株)ユーワード	野村みゆき
R02.03.23	兵庫県 3-787	(株)淡路トラベル	森 圭輔
R02.04.01	兵庫県 2-788	北はりま田園空間(株)	藤原 孝三
R02.03.27	岡山県 3-406	カヨー中央観光サービス	鎌田 健司
R02.04.08	佐賀県 2-85	(一社)UTPコンサルティングジャパン	川崎 利政
R02.03.19	長崎県 2-204	長崎トヨベツト(株)	馬場 政隆
R02.04.01	大分県 3-231	小代商工(株)	小代 一幸
R02.03.25	群馬県 3-523※	群馬トラベルサービス	高橋 龍也
R02.04.02			
R02.03.31			
H08.12.26			

令和2年5月分

登録日 入会日	登録番号	名称	代表者
R02.05.07	東京都 3-7988	(株)和の旅	内田 遥一
R02.05.21	新潟県 地-434	(株)つくる	山田 立
R02.05.20	大阪府 3-3050	Aphro de Soleil(株)	張 典
R02.05.25	徳島県 3-167	(一社)四国の右下観光局	中東 覚
R02.05.18	大分県 2-233	エスツアーズ(株)	首藤 毅史
R02.05.27	山梨県 3-323※	甲信観光トラベルサービス	近藤 忠彦
R02.05.29			
R02.05.28			
R02.05.29			
R02.04.21			
S47.12.25			

登録番号の※印は当協会制度による「会員資格継続」を、地は「地域限定旅行業」を示す。「名称」の(同)は合同会社の法人形態、(一社)は一般社団法人の略称を示す。



クレジットカード決済サービス 対面型全旅 ペイメント



低い決済手数料率※

国内発行カード **1.30%**

VISA Mastercard

銀聯カード **1.90%** 海外発行カード **2.80%**

UnionPay

※Visa / Mastercard® / 銀聯のみの取り扱いです。

振込手数料 無料

月額利用料 無料

必要なのは初期費用(決済端末代67,000円)のみ
月額の利用料、振込の手数料は無料!

カンタンに導入・運用※

旅行業の登録があれば利用可能
光回線(LAN)、アナログ(電話)回線も接続対応!

※全旅ペイメント(メール送信型)をご利用中の会員様は
原則利用が可能。(別途申込は必要)

詳しくはこちら▶

<https://www.zenryo.co.jp/facetoface/>

全旅クーポン精算の流れ



旅行会社様のメリット

- ☑ 月一回の後精算。
(資金繰りが楽になり、コスト削減、業務効率化につながります。)
- ☑ 業務用クーポンの発券ができます。※5
- ☑ 全国約10,000軒の受入施設に送客できます。

旅行会社様向け詳細はこちらから

受入施設様のメリット

- ☑ 全旅100%全額保証で安心。
- ☑ 毎回旅行会社に請求書を発行する必要がなくなります。
- ☑ ANTA-NET・カタログより旅行会社様へPRが可能になります。

受入施設様向け詳細はこちらから

※1 ④と同時に発券通知メールが施設様に届きます。
 ※2 ノークーポン対応可能な施設もございます。ご予約時にご確認お願いいたします。
 ※3 送客手数料の料率は、各施設様に任意でご設定いただいております。
 ※4 早期精算サイトもございます。ホールセラーの場合、発券日ベースでの精算も可能です。
 ※5 バスの高速料金や添乗員の宿泊費などコミッションが出ないものも全旅クーポンでまとめて月一回の後精算が可能です。

未加盟(仮登録)施設は、登録料・年会費はかかりませんが、以下の制限がございます。

- ・100%全額保証はつきません。
- ・早期精算サイトの設定はできません。
- ・精算事務手数料は2%になります。
- ・発券通知メールの設定はできません。
- ・ANTA-NETにログインできません。
- ・業務用クーポンの設定はできません。
- ・カタログ掲載はございません。
- ・パウチャークーポンの設定はできません。



テレワーク対応 在宅勤務 できます!

クラウド版 Webでリモートワーク

補助金 助成金 使えます! **IT導入補助金** など、各種対応

あっ という間に **行程表・見積書** ができる

旅行業営業支援
ネットワークシステム

TR.NS

旅行業システムSP



業界最大級のデータベース搭載

観光施設データ 約 128,490 件	道路・移動データ 時間・距離・料金	宿泊施設データ 約 18,088 件	時刻表データ 鉄道・飛行機・船	学校地点データ 約 36,942 件
-------------------------------	----------------------	------------------------------	--------------------	------------------------------

2020年3月現在

NEW

しっかりしたいトコロは何ですか?
引受書・指示書が簡単にできます

バス運行管理システムSP

大好評! 旅行業システムと連動します

バス料金見積上限下限を 正しく(引受書に)記載できていますか?

- 「DTS-C1」「DTS-C1D」「DTS-D1A」「DTS-D1D」(富士通製) / ITP-WebService よりCSV出力
- 「DTG3」「DTG4」(矢崎製) / SDVシステム よりCSV出力
- 「DTG5」「DTG7」(矢崎製) / ESTRA よりCSV出力



商品の詳しい説明や、資料請求・無料デモのお申込みは
<https://www.traveroute.jp/>
メールでのお問い合わせはproduct_info@broadleaf.co.jp

株式会社ブロードリーフ 特販部

🔍 **トラベルルート** 検索

☎ **0120-47-2610**

Copyright © 2020 Broadleaf Co., Ltd.

受付時間 9:00~17:30(土日祝・年末年始を除く)

当選者5名様 にクオカードが当たる!

パズルでひと息

- タテのカギ
- ① abstract painting.
 - ② わが国の○○○○の草分け、浅草花屋敷。
 - ③ アンジェリカ・ジャポニカーハマ○○
 - ④ 言動に根拠がなく、現実味のないこと。
 - ⑤ take shelter from the rain—○○をしのご。
 - ⑥ 1986年、瀬川瑛子のシングルヒット曲。
 - ⑦ 泉鏡花「婦系図」の主人公。
 - ⑧ 天台宗僧侶にして小説家、参議院議員—○○東光。
 - ⑨ 富山県魚津港周辺にて運がよいと見ることが出来ます—○○きろう。

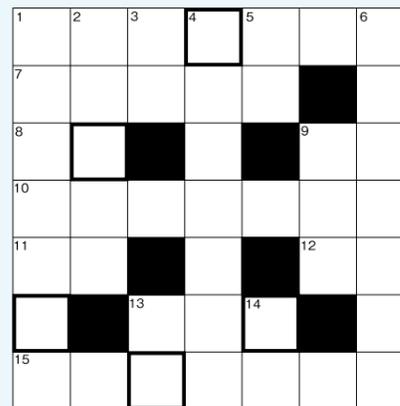
- ヨコのカギ
- ⑩ おおむね40代以上から60代の年齢を指す「○○○○○○者」。
 - ⑪ 航空機が地上走行するために設けられた道路上の土地。
 - ⑫ 「○○を向いたらさきがない 下を向いたらあとがない〜」
 - ⑬ 笑い話など物語の結末のこと。
 - ⑭ 雑菌や酸化による食材の変質を防ぐことができる。
 - ⑮ 日本地震○○協会と地震○○連絡会とは別。
 - ⑯ ○○がある初雪の深さを見て参れ(子規)。
 - ⑰ 東北地方の特産だった郷土玩具。
 - ⑱ 自分に都合がいいように考えたり、物事を進めたりすること。

プレゼント

ハガキに答えと会社住所・社名・氏名・所属支部・旅行業登録番号・本誌の感想を書いて、お送り下さい。〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂シャースタースビル3F 全国旅行業協会「パズル」係 正解者の中から抽選で5名の方にクオカード千円分を差し上げます。締め切りは、8月25日。商品の発送をもって発表にかえさせていただきます。なお、正解は次号に掲載します。



黒太枠に入る字の順序を考え、答えを見つけてください。
イベント スポーツの聖地の一つです!



5・6月号のパズルの答え

フクワライ	ハ	タ	ノ	カ	ワ	カ	ツ
ク	イ	ン	ラ	イ	ン	キ	
ワ	シ	コ	ハ	ハ	ハ	ト	
ライ	ヨ	ウ	フ	ク	ダ	ン	ス
	ノ	サ	シ	ン	シ	ツ	
	ツ	ツ	ヨ	コ		ポ	
	キ	ノ	ウ	ク	ウ	レ	ン



全旅協の動き

6月1日〜7月31日

- 6月11日(木) (株)全旅との合同三役会(東京)
- 6月12日(金) 第63回苦情弁済委員会
- 6月24日(水) (株)全旅第6回取締役会(東京)
- (株)全旅第47期定時株主総会(東京)
- 6月30日(火) 令和2年度定時総会(東京)
- 7月15日(水) 第31回常任理事会(東京)
- 7月16日(木) 第193回理事会(東京)
- 7月22日(水) 第64回苦情弁済委員会

()内は開催地。無記載は全旅協本部事務局

渡航情報(スポット情報)

問い合わせ先

- ◆外務省領事局 領事サービスセンター(海外安全担当)
TEL: 03-5501-8162(直通) TEL: 03-3580-3311(代表)(内線 2902・2903)
平日 9:00~12:30/13:30~17:00 土日祝日は休み
- ◆インターネット/外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

全旅協〈旅行災害補償制度〉で

安心をシッカリとかたちにはしています。



幹事会社／損害保険ジャパン株式会社



副幹事会社／三井住友海上火災保険株式会社



A I G 損害保険株式会社



東京海上日動火災保険株式会社



「全旅協旅行災害補償制度」のお問い合わせは、下記までお願い致します。



損害保険ジャパン株式会社

企業営業第八部第四課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL.03(3231)2201